

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。座らせて、進めさせていただきます。

傍聴の方にご案内をいたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用は認められておりません。あらかじめご了承のほど、よろしくお願いをいたします。

欠席届が出ております。住宅課長が家族看護のため13時半から、清掃事務所長も家族看護のため14時半から欠席でございます。

本日の日程及び資料を配付してございます。この日程どおり進めさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、進めさせていただきますけれども、議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして、委員長から議長に申し入れ、坂田副区長にご出席を頂いております。坂田副区長におかれましては、大変お忙しい中、委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず日程1、議案審査に入ります。議案第28号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○平岡環境まちづくり総務課長 環境まちづくり部資料1-1から1-4に基づき、議案第28号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。

まず、1番の改正の理由ですが、飯田橋児童遊園の敷地を含めた飯田橋駅西口付近では、現在、令和5年7月の復旧整備工事の完了を目指し、工事が進んでおります。この整備工事のための仮改札用地として、平成27年7月21日から、児童遊園の供用を中止してきました。

資料の一番下の位置図をご覧ください。オレンジ色の富士見二丁目広場用地と水色の飯田橋児童遊園は、駅西口の仮仮設用地となっておりましたが、令和2年にJR飯田橋駅西口の整備が完了し、この二つの当該地の復旧整備工事が進んでおります。

この工事による整備後は、原状復旧が原則ですが、この二つの当該地は、位置図の緑色の現在の外濠公園と同様に、昭和31年には、国指定の史跡「江戸城外堀跡」に該当しておりますため、区と工事関係者のJR東日本、地元の町会などから成る飯田橋駅周辺整備推進協議会の下、有識者を含めた「JR飯田橋駅の改良に伴う史跡の保存・管理検討委員会」を設置し、整備方針や整備案について検討を重ねてまいりました。

検討委員会での検討の結果、土塁の復元や遺構の保存を目的とし、三角地の整備方針が令和4年1月にまとめ、文化財保護法に基づく原状変更の手続を経た上で、先ほどご説明したとおり、当該地の復旧工事を開始し、令和5年7月末の完了を目指しております。

この整備案、整備方針を受け、区は、史跡部を都市公園として一体的に管理するため、富士見二丁目広場用地、飯田橋児童遊園と、資料の一番下の位置図の黄緑色と表示されております公有土地水面を、外濠公園の一部として編入し、一体的に管理することといたしました。これに伴いまして、児童遊園条例の一部を改正することで、飯田橋児童遊園を廃止することといたします。

次に、2番の改正の内容ですが、1枚おめくりいただきまして、資料1-2、新旧対照表を併せてご覧ください。条例の別表中の飯田橋児童遊園の文言を削除するものでございます。

資料1-1の2ページをご覧ください。

3番の整備後のイメージですが、こちらのイメージパースのとおり、富士見二丁目広場用地と飯田橋児童遊園は、江戸城外堀跡の土塁を復元的に整備する形となります。詳細につきましては、後ほど資料1-4に基づき、ご説明をいたします。

次に、4番の児童遊園廃止に伴う代替遊び場ですが、外濠公園内において史跡に配慮した遊び場の整備を行ってまいります。後ほど、道路公園課長から、資料1-3に基づきご説明いたします。

次に、5番の今後の予定ですが、(1)の都市公園条例に基づく外濠公園の区域変更の手続きを、令和5年7月中旬に行い、先ほどもご説明いたしましたとおり、(2)の復旧整備工事が7月末に完了します。児童遊園条例の一部改正につきまして、区議会でご審議を頂き、ご議決を頂いた後に、(3)の本条例の改正施行をすることと併せ、(1)の区域変更をした外濠公園の供用も、同じ8月1日付で行います。(4)の代替遊び場の整備につきましては、10月末を予定しております。

続きまして、資料1-4のJR飯田橋駅の改良工事に伴う外濠公園の整備についての資料をご覧ください。こちらは、前回の環境まちづくり委員会で資料のご要望を頂き、作成いたしましたものでございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、JR飯田橋駅の改良に伴う史跡の保存・管理検討委員会での検討により、飯田橋児童遊園と富士見二丁目広場用地の敷地に当たる三角地の整備方針がまとまり、その中で、保存、復元、活用の三つの基本的な考え方が示されております。

石垣と一体的に土塁の遺構を保存すること。調査や資料から、当時の土塁形状や景観を復元すること。石垣と土塁が接続する史跡の視点場を整備する、活用すること。この3点でございます。この中の真ん中の復元の視点で、資料の下段の令和5年7月見込みのイメージ図のように、今回の復旧整備工事が進んでおります。

ここで、前回の委員会でお尋ねのございました「ふくげん」についてでございますが、資料の中ほどに囲みの注釈を記載しておりますとおり、二つの「ふくげん」がございます。

まず、「元」の漢字を用いる「復元」が、遺跡の遺構から新しい構造物として構築できるものを指し、今回の復旧整備工事が該当いたします。

次の「原」の漢字を用いる「復原」は、建物など建造物の修理を対象とするもので、建物の改造の痕跡を基に、改造前の姿まで戻すものが該当いたします。

資料1-4の2ページをご覧ください。外濠公園の区域に編入する公有土地水面のエリアと、現在の外濠公園エリア、それらの間にあるJR東日本の所有地の状況を示しております。

公有土地水面は、平成12年の地方分権推進計画の中で、国から譲与を受けた区有地でございます。JR東日本の所有地は、もともと駅舎があった場所で、国史跡の指定の範囲内となっておりますが、現在も民有地として活用がされておりますので、外濠公園の区域には含まれません。

また、資料の右下に記載いたしました牛込門石垣についての質問もございました。1ペ

ージで黄色くお示しいたしました東側の石垣の上部には防草砂を、2ページに同じくお示ししました西側にはモルタルを、それぞれ、その上部に雑草が繁茂することを防ぐために舗装しているものでございます。今回の復旧整備工事の対象外のため、これらの石垣に係る変更などはございません。

また、外濠公園全体につきましても、今後予定しております工事は、この後にご説明をいたします資料1-3についてのみであり、ほか、変更を含めた予定はございません。

環境まちづくり部資料1-1、1-2、1-4のご説明は以上でございます。

○神原道路公園課長 それでは、代替遊び場についてご説明させていただきます。

環境まちづくり部資料1-3をご覧ください。飯田橋児童遊園廃止に伴いまして、代替遊び場整備を計画しております。

資料右上の案内図をご覧ください。飯田橋駅から市ヶ谷方面に向かい、東京通信病院前の区立外濠公園に計画をしております。

計画地は、近隣保育園のお散歩の経路となっているため、既存のツールの周辺に築山を整備したいと考えております。それにより保育園など子どもが遊べるようにしてまいりたいと存じます。

報告は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの説明が終わりました。各委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 伺います。史跡保存のところについてなんですけれども、資料で言うと1-4が、一応、場所は分かりやすくなっているかと思いますが、この一番下の点々で「史跡の視点場」、ここが土塁と言われるところですね。これを整備するに当たって、こちらの石垣は、枳形門の遺跡でしたっけ。でしたっけね。うん。で、そういった、もともとはどういう遺跡の中のこの部分だというような表示であるとか、そういう物語を子どもたちにも分かるように見せていくということについては当然お考えだと思いますけど、どういうふうになっているかなと思いました。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、西口の駅舎につきましては、もう既に改築が終わっております。駅舎についてはオープンをしてございます。こちらの駅の2階テラスに、当時の様子などを表示した案内板のようなものがございまして、そちらに解説等がされているというふうに伺ってございます。

○小枝委員 そうなんでしょうけれども、ここに、これから整備をする中で、現地において復元の見える化ということ、どういうふうに予算措置しているんですかということ、聞いています。考えていないんだったら、考えていないというふうに言ってください。

○平岡環境まちづくり総務課長 今現在の工事は、この復旧工事そのものを進めておりますが、この復旧工事に当たっては様々検討の場が行われて、工事の中身を決めてございます。この現地におきまして、視点場の部分等に必要なもの以外のものを設置することが難しかったので、難しかったというふうにちょっと聞いてございますので、ここにそういったものが設置されるかどうかというふうなところにつきましては、今のところ、現状としては予定がないというふうに伺っております。

○小枝委員 最初の1-1の2ページのところで、今後の予定、令和5年10月末、整備完了と。遊び場を中心としたものだとは思いますが、ちょっと質問が戻りますけれども、この財源って、地域貢献というやつでしたっけ。その財源はどういうふうになっ

ていて、幾らぐらいで、今10月に向けて全体を完了させようとしているのか、そこを確認、まず、させてください。

○神原道路公園課長 財源は区費になっておりまして、公園・児童遊園の整備の工事請負費を執行する予定になってございます。で、どれぐらいの費用がかかるかということに関しましては、今、契約手続をこれから進めていくところでございますので、契約前ということで、公表は差し控えさせていただきたいなというふうに考えております。

○小枝委員 予算措置は。

○神原道路公園課長 はい。

○小枝委員 結果、まだ聞いていない。（発言する者あり）

○神原道路公園課長 大変失礼いたしました。今、私がお答えしたのは、資料1-3の整備についてでございましたので、ちょっと、児童遊園があったところの整備費ということではございませんでしたので。はい、失礼しました。

○加島まちづくり担当部長 まちづくり担当部長。

○嶋崎委員長 担当部長。

○加島まちづくり担当部長 小枝委員言われたのが、もう史跡の部分のところ、今、ちょっと間違えてあれなんですけれども、先ほど言われたように、サクラテラスのときの地域貢献ということで、ちょっとすみません、お金まで、ちょっと全体、飯田橋の駅の整備だとか、そういったところも含んだ形になってございますので、この部分でどのぐらいかかったかというのは、ちょっと把握はしておりません。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 記憶ではそうだと思うんですよ。で、積み残しでここで完成に至るといふところだと思うので、これは別に批判して言っているわけじゃなくて、よりよくしたほうがいいんじゃないですかという意味合いで言っています。

で、一遍ここを、今、俯瞰して見たときに、完了するに当たって、子どもたちへの教育にもなるわけですから、こんなふうな場所だったよというものが表示されていたほうがいかなというふうに思いますし、ここ、結構牛込橋って、橋にこういう何か、モニュメントを橋に作ったときに、いやこのデザインは違うとって1回キャンセルになって、もう一回作ったみたいなこともあって、割と、そういった方々がまだお住まいでいらっしゃると思うんですけども、割とこの歴史的な観点に非常に造詣のある方もいらっしゃるんで、今、完了に至るのであれば、そういった楽しみや、文化や、そういった継承の視点も入っていてしかるべきでしょうというふうなことで、これはご提案ですので、ぜひ所管課を含めて協議をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○嶋崎委員長 いや、千代田区だけじゃなくて、多少、文化庁とか、そういうところとやり取りもずっとしていたという歴史もあるんじゃないの。そこも含めてちょっと答えてください。部長。だよね。

○加島まちづくり担当部長 今、委員長おっしゃられるとおり、文化財担当だとか、国、東京都も含めて、JRも入って調整してきたといったようなところ、そういったような検討の中で、最終的にこういう形になったというところでございます。今、小枝委員言われた、継承というか、この場所はこういうところだったよといったところに関しては、所管の文化財のほうも、これ担当しておりますので、そこちょっと協議をさせていただ

きたいなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一点。今のは文化財ですけれども、ここに様々な、広々としたところに樹木も植えられると思うんですね。あるいは、残っていると思うんですね。そういったものに、何ていったらいいのか、よくネーミングをつけて、それに子どもたちの自然教育として、あ、これは、こういう木だよねということ、今の朝ドラじゃないですけど、都会にいながらにして、身近なところで学べるというようなことも非常に重要なことというふうに思うので、それも、ぜひ検討をまずしていただけたらなというふうに思います。いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 それも含めましてですね、今、小枝委員言われたのは、資料1-1の飯田橋児童遊園、もともとだったところが、工事の関係で、ちょっといろいろ仮に囲ってあったりだとかとありましたので、そういったところも含めて、ちょっと検討させていただければと思います。

○小枝委員 ちょっと最後に。

赤いゾーン全体、広がっていますよね。で、一体的に児童遊園を廃止するけれども、子どもたちの場所としても開放するよということによって一体的になっていく。で、その先にも、サクラテラスのちょうど堀との間のところにもつながっていくわけですよね。そこ全体を俯瞰して、利用される方々が居心地のよい場所になって、いろんな知的な欲求や、安らぎになったり、子どもたちが元気に遊べたりというようなイメージを、今、やっぱりトータルに俯瞰してみて、どうしようかなということを考えるのに一番いいときだと思うので言わせていただいたという、そういう意味です。よろしくお願いします。

○嶋崎委員長 いや、いい話だと思うよ。はい。受け止めてください。受け止めて。はい。

○加島まちづくり担当部長 はい。受け止めさせていただければと思います。

○嶋崎委員長 よろしいですね。はい。

桜井委員。

○桜井委員 少々、この飯田橋の児童遊園が廃止になるというお話が出たので、非常に貴重な、千代田区にとっては児童遊園がなくなってしまうということに対して心配をしました。で、遊具なんか撤去をするということになっているわけですよ。で、今日の説明の中で、代替地としての遊び場を設けたということでの説明を受け、また、まあイメージですけども、整備のイメージで子どもたちが楽しそうにしている姿を写っているものを見ると、まあ、よかったなというようなことで安心もするんですけども。

この児童遊園を廃止して、外濠に準ずるということは分かりました。で、この活用の中で、その協議会を設けていろいろとご要望を聞きながら、こういう整備に至ったというご説明も頂いたので、それについてもしっかりとやっていただいているなということを理解いたしましたんですが。この児童遊園というのは、先ほど言ったとおり、千代田区の中でも非常に数少ない遊具のある、子ども用の遊具があるということも非常に少ない中で、この協議会の中で、こういう遊び場という形に至った経緯というかですね。こういうもので——がいいというようなことが出て、こういう形になったのか、遊具の話というのが全く出てきていないので、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○神原道路公園課長 この言われている史跡の検討の協議会につきましては、あくまでもこの三角地の土塁の復元についてお話し合いがされたということで、もともと遊具があった場所ではあるんですけども、土塁を復元するというような議論がされたというふうに聞いてございます。それを受けまして、児童遊園があった頃ですね、遊具があったということで、それは代替地としてしっかりと確保しようということで、それは執行機関のほうで検討を進めまして、近隣で子どもに利用していただけるだろうというところで、今回、外濠公園のほうに計画をさせていただいたというところでございます。

○桜井委員 いや、僕が聞いているのは、そういう貴重な遊具を使えるところというのは少ないので、それを残してほしいとかというような希望だとか要望があったのか。いろいろなこの代替地をつくるに当たっても、いろいろとご意見も聞かれたんじゃないんですか。お子さんがいらっしゃるお母さんたちにも、その話を聞いたかもしれないし、そこら辺はちょっとご説明を頂いていないから分からないんだけど、どのようなことでこういう遊び場になったのかというところを教えてくださいということを言っている。

○印出井環境まちづくり部長 飯田橋児童遊園の経緯ですけれども、先ほど担当課長、環境まちづくり総務課長がご説明しましたが、平成27年から供用を停止しているという、そういう状況でございました。

それについてですね、そこがなくなったことについての何かこう要望を我々のほうで承っているかという、そういうこともなく。ただ一方で、まちづくりの協議会、飯田橋のまちづくりの協議会の中では、土塁として復元するということには説明をさせていただいたところですよ。

ただ、やはり我々としても、児童遊園を廃止するに当たっては、その機能をやはり補う必要があるだろうというふうに考えまして、先ほど道路公園課長のほうから執行機関で検討してということがありましたが、外濠では、やっぱり周辺の保育園等がお散歩で利用されていて、その環境整備、よりよい環境整備をすることが、直近ですぐできることだろうというふうに検討をしまして、実施をいたしました。

遊具等については、将来、この飯田橋周辺地域では、まちづくりの動きがございますので、そういった中で遊具に対するニーズについては、少し中期的になると思うんですけども、対応してまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員 はい、分かりました。

○嶋崎委員長 いいですか。はい。

ほかに。

○林委員 資料、ありがとうございました。分かりやすい資料で、で、児童遊園条例の廃止についてですんで、まあ、やり取りはありましたけれども、平成27年度以前、この飯田橋児童遊園というのは、利用実態がどれぐらいあったのか、お答えください。

○神原道路公園課長 調査をいたしまして、1日に何人というような利用実態というのは、すみません、調査してございませんが、点的に見たときに、非常に利用がされていないというような状況は確認しております。

○林委員 平成27年以前で調査もしていないし、多分、目分量でということなんですけど、子どもの遊び場を大切にしていましょと区のほうでも、昨日も本会議で答えていただいたんですけども、すごく大人の視点ばかりで残念なんです。で、一つが、平成27

年から囲い込みをしていたと。まあ、実際使えなかったわけですよ。この間に、どうして代替施設も考えなかったのかということが一つなんです。その原因分析。要は、再開発とかで、子どもの視点とか遊び場というのを後づけで考えてはいませんか。そうじゃないというお話を聞きたいんですよ。どうしてこの時期に廃止になって、多分、利用実態がなかったんでしょうとか、多分、保育園が平成27年から、この富士見エリアでたくさん保育所ができてきたから、遊ぶ子が増えてきたんでしょうとか。そういう理屈よりも、しっかりとした証拠というのかな。実態分析をしていただかないと、全部後づけの理屈に聞こえてしまうんで、そうじゃないですよというのを、条例改正なんですから説明、相当なる説明がないと、やっぱり不利益をこうむっていたわけですよ。平成27年から、遊び場がなくなっちゃっていたんですから。その間、何も対応していなかったわけですよ。なかったんですよ。囲い込みをやって遊べない状態で。児童遊園というのは条例上はあったけれども、実態としては遊び場がなかったわけですよ。この間どういう声を聞いていたのかとか、そういう話を聞かせてもらわないと、なるほどねと、廃止に、今、するのが適切だねということにはならないと思いますんで、ご説明をお願いいたします。

○神原道路公園課長 林委員からご指摘のとおり、道路公園課として管理している施設について、代替えというものはご用意がさせていただいていないのが実態でございまして、今回、廃止に合わせて代替施設を用意するということです。

一方で、地域の要望を受けまして、区といたしましては、富士見福祉会館、児童館の跡を撤去いたしまして、広場、子どもの遊び場というのを設けてきたという経緯はございます。

○林委員 子どもの数が増えていると。で、富士見福祉会館の跡、空き地だったところをバスケなり、子どもが遊べると。増えることは悪いことじゃないですけども、実際、囲い込みで減っていた現実があるわけですよ。で、条例の廃止、児童遊園の廃止というのは、今、審査しているわけですけど、実態には使えなかった現状があると。この間、増えることは悪いことじゃないと思うんですけども、どうしてこの廃止、要は名目廃止のところ、実態廃止になっていた平成27年から対応し切れなかったんですかということ。ここをお答え、まずしていただきたいですね。分かりますかね、言っていることって。名目廃止と実態廃止って違うでしょ。

○神原道路公園課長 道路公園課の所管する公園及び児童遊園という中で言うと、実態的な廃止ということをしたのみでして、その代替えについてどこかご用意できているかというようなことはございませんでした。

○林委員 すると、平成27年から8年、9年ぐらいの間、ずっと名目上の児童遊園で広場の面積換算はあったけれども、この地域の子どもたちが、遊び場が実際には減っていたという形で確認できたので、それはそれで。

で、次に、児童遊園廃止ですから、このエリアの子どもというのは、平成27年からどれぐらいのお子さんが遊び場として、外濠公園を含めて、福祉会館のところも含めて活用されているのか。そういった実態の調査なり、アンケートなり、数値上のというのはあるんですか。

○神原道路公園課長 昨年行いました利用実態調査の中で、各公園の、後ほど資料のほうでもご説明させていただきますが、公園、児童遊園、広場のカウントというものは取って

ございます。ただ、すみません、富士見地区に限って、今、どれだけ遊んでいたかとかというところについては、すみません、そこまでのカウントというものは取れてございません。

○林委員 一つ答えていないのが、どれくらい増えたんですかと。子どもの数ですよ。で、現状の確認というのは、昨年11月からやったアンケートで、今、よく分かんないけど、調査結果が出てきていないんで。それがあれば、こうなんだよね、もっと必要だよねとか、必要ないんじゃないのとか分かるんですけども、それもないし、このエリアの、じゃあ園はどれくらい増えたんですかね。さっき、冒頭の条例の提案理由の説明のときに、近隣の保育所の子どもたちが利用していると。園児というのは、どれくらい増えたのかお答えください。

○神原道路公園課長 すみません。今、ちょっと数字のほうは持ち合わせてございません。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 続けますか。

○林委員 うん。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 それも残念で、増えた増えたと、目分量じゃなくて条例を廃止するときに、この飯田橋児童遊園の面積が本当に貴重なものだったのかどうか、ここも分かんないし、囲われてからどれくらい、その間、子どもたちが遊び場として必要になったか、これも分からないし、現状の今の子どもたちもどれくらい遊び場が不足しているかというのも分からないところで、実態には囲いで使えなかったというのはあるにせよ、名目上、生きていた児童遊園のところをぱっさりとここで廃止するということですから、相当ならやっぱり、代替わり用意しなくちゃいけないし、もっと早くしなくちゃいけなかったわけですよ。

で、この対応が遅れた原因というのは何なんですかね。子ども部との連携ができていなかった、ニーズ調査をやらなかった、まちづくりの整備を優先していた、文化財の保護を優先していたとか、いろいろ様々があるんでしょうけども。庁内で、最終的にはこうなんだよねと今の時点で児童遊園の廃止の条例を出したわけで、平成27年の当時は、仮囲いのところでもよかったわけですよ、整備計画が。ある程度、もう囲いで使えない実態があったんですから。必然性ですね。今出された必然性ととも、正当性なる理屈、庁内でどういう話し合いをなされて、今、廃止の一部改正に、の条例提案につながったのかお答えください。

○神原道路公園課長 子どもの遊び場の子ども数ですとか、把握していないというところに対しては大変反省してございますが、やはり要望を頂きまして、一つは富士見地域の中で、子どもの遊び場というのは確保してきたというようなこともございまして、そこを今、ご利用いただいているというような状況でございます。

で、今なぜというところにつきましては、工事のほうも完了のめどが立ち、復旧のタイミングに合わせて供用開始ということで、このタイミングで条例改正のほうを、今回ご提案させていただいているというところなどでございます。

○林委員 実態と名目の違いというの、まあ、分からないんですけども残念だという表現でなってしまうと思うんですね。で、次が、児童遊園を廃止すると。ここは生きていてもよかったんでしょうけども、ここは立入禁止の区域になる、要は人が入れない土壘復

元・保存と、この形になるんですよね。一般の大人も入れない、どなたも入れないような形に。

○神原道路公園課長 ちょっと私どもが今度管理者になりますのでお答えさせていただくと、林委員からのご指摘のとおり、立入りができないような、復元した土塁ということでございます。

○林委員 世の中のいろんな区の施策でも、100点満点の答えなんかないと思っています。で、どれを優先するのかと。今回は江戸城の外濠という文化財を児童遊園よりも優先しようという判断をしたわけですよね。で、昔、江戸時代にあった土塁のような形を復元するとなったと。で、入れない土地、これ、一つは、いいことなんですね、文化財のほうから見れば。子どもにとっては、ちょっと残念な形なんですけど。

で、入れない土地のところ、僕もよく分からないんですけど、昔の土塁って、さっきちょっとやり取りがあった、樹木って、いっぱい生えていたんですか、土塁の。いや、復元、復元と言って、江戸時代のところで、敵が入ってきたときに防御しやすいために土塁って、壁を造るわけですよね。で、今は江戸城の自然豊かな、樹木がたくさん生えていますけれども、本来の、こう、どこまで優先すべきかと。復元を本当に優先するんだとすると、江戸時代の形状というのはそんなに、多分桜の木とか、平和の象徴のような形の、生えていなかったんですけど、どういうイメージなんですか。短い草だけなのか、どこの時点の復元をイメージされて、児童遊園を廃止していくのを優先しているんでしょ、復元されようとしているのかお答えください。

○平岡環境まちづくり総務課長 先ほども、私、資料はお出ししておりませんが、三角地の整備方針という史跡の管理・検討委員会での報告が一定程度されてございます。で、この中で、管理・検討委員会の中でおまとめになられた資料の中に、近世の外濠の植栽について、外濠本来の自然植生から、必要な樹木をこの部分に整備していくというようなことで、樹木の選定がされたというふうなおまとめにされております。

○林委員 あの、どういうふうにやっていくのかと聞いているわけですよ。子どもの遊び場を潰して、土塁にして復元されるんですよね。これが、当時の写真というのと、かなり明治期に近づくものになるでしょ。で、どの時点までというのは、イメージが、江戸時代も400年あるから、分からないんです。ちょうど、もうちょっとしたらあれでしょ。外濠ができて400周年記念になるんでしょ、外濠公園って。保存計画に出ている。で、この時点のいつの時代にターゲットを絞って、児童遊園を潰してまで造ってよかったねと。土塁よかったよねというものになるんだったらいいんじゃないの、という形になるんですよ。

それが分かんないけど、取りあえず土だけ盛って、樹木はみんな好きなのを植えてくださいと。あまり新種を出すとアレルギーになっちゃうけど、いろんな木があって、適当に植えちゃって、それで、そんな江戸時代になかったよという木を植えちゃったりしたら、復元も何もなくなっちゃうじゃないですか。どの時点にターゲットを合わせてやるんですかと。

○平岡環境まちづくり総務課長 こちらも、今、外濠の三角地整備方針の中にごございます。年譜等の資料がこの中に示されておりまして、江戸時代の風景でありますとか、あるいは写真として残っている当時の土塁の状況、こういったものを参考に、必要な樹種を考えられたというような形でおまとめいただいているというようなものでございます。

○林委員 委員長。

○嶋崎委員長 ちょっと待ってね。あのさ、ちょっと待って。文化財とか、そういう視点にも関わるんだから、これ、道路公園課だけではなくて、まさにうちのそういう所管とも、今までの中で積み上げてきたのかも含めて、これからどうするのかを含めて教えてくださいよ。

○林委員 でも、1-4に、造った当時の「土塁の形状は景観を復元し」と書いてあるんだけど、そのときの写真なんかないでしょ、造った当時の。

○嶋崎委員長 いずれにしろ、その今の考え方は、きちっと教えてください。

○平岡環境まちづくり総務課長 委員長、環境まちづくり総務課長。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ。

○平岡環境まちづくり総務課長 先ほど申しましたとおり、この三角地の整備方針を整備するに当たっては、史跡の保存・管理検討委員会、こちらのほうで区の文化財担当、それからまちづくり担当も事務局として入りまして、この検討委員会での審議が進められました。この当時の景観であるとかそういったところは、文化財担当のほうからも意見が出てございまして、当時の参考資料を基に必要な樹種を考えられたということで、文化財の視点でもって必要な整備が進められていくというような礎になったというふうに理解をしております。

○林委員 資料4のほうに、造った当初、この形状が残っているんですね、資料で。で、これに土塁の景観を復元しというか、造った当初、だから400年前のもの、ここに限りなく近づけていくような文化財を復元するために、児童遊園を廃止すると。それなら、あ、そうなんだねと。昔の先人たちが、徳川家の方たちが造った土塁を復元するためだったら、まあ、後からそこを壊して、いつか、ブランコとか滑り台とかちっこい遊具を作っちゃったんだけど、大本に戻すんだねと。廃止しても致し方ないよねという、そういった理解度が深まると思うんですよ。

そうじゃなくて、土塁だけ造って、あと樹木はもう本当に、かなり適当に植えちゃったとかというと、あんまり好ましくないんじゃないのかなというので確認をさせていただいたかった。で、併せて、ちょっとこの児童遊園のところと違って、一緒に議案審査のときに資料としても出ているんで。ちょうどこの三角の富士見二丁目広場用地というところで、せっかく土塁を造るのに、通路を造られるんですね。切っちゃって。江戸時代にないところに。資料4でいくと、黄色くなっているところかな、土塁上の。ここの理屈というのは、どういう位置づけになるんですかね。

○神原道路公園課長 これは飯田橋まちづくり協議会のほうでもご議論あったんですが、これまで飯田橋駅につきましては、牛込橋側の出入口しかないということで、そこが非常に混雑しているというところ。一方で、牛込橋の拡幅ができるわけでもございませんし、角に石積み、史跡があるために、そこも広げるわけにいかないということで、千代田区側の出入口が欲しいというような要望がございました。それを受けまして、当初はもっと広い階段というものを、大階段というものを計画していたんですけども、それを先ほどの文化財の会議での協議等を踏まえまして、今現在、こちらのほうのまちの要望と、文化財側からの要望ということで、今、こういった約6メートルだったと思うんですけども、そういった階段を設置するということが決まりました。

○林委員 そうすると、児童遊園のほうは、利用実態もよく分からないけれども、廃止かけて、で、通路のほうは、文化財の復元よりも利便性を高めた交通空間、ここを優先しようということになった。この判断材料というのは、やっぱり協議会なんですかね。どこを優先して、なっていくのかという。区役所内で、何か統一した基準ってあるんですか。併せて、この整備のお金の出どころ、予算がどこにあるのか、区税、区の予算はどこでやるのか、それとも再開発の組合なのか。この三角のところだけですよね。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 全体的にちょっとご説明をさせていただければと思います。

まず、費用ということで、先ほど小枝委員からもお話がありましたけれども、ここ全体の富士見二丁目広場用地並びに飯田橋児童遊園のところの復元だとか、そこら辺に関しては、サクラテラスの開発があったときの地域貢献という形で拠出されているというところでございます。で、JR飯田橋駅の改修、バリアフリー対応だとか、いろいろな駅舎の整備、併せてこの富士見二丁目広場並びに飯田橋児童遊園があった場所に関する整理を完了させるといったようなのが、当初の目的といったようなところでございます。

土塁に関しては、なるべくその土塁をいじらないというようなところが、この資料1-1に書いてある管理・検討委員会で言われていたことなのかなというふうに思っております。

で、飯田橋児童遊園のほうに関しましても、駅舎のところの整備するための仮の仮設材だとか、そういうものを打ったりだとか、そういったところの部分も含めて、あまりその下の部分はいじめないでねというようなところがございました。

一方で、富士見二丁目広場用地に関しては、もう土塁がもともと残っていない、建物があったところだったので、ここに関しては、その土塁上に復元するという形になりますので、先ほど言われたJRの駅の西口から、この歯科大さんのほうに出るところに関しては、やはり交通の利便性も含めて、ここは必要だろうということで、その部分以外のところは復元しようというような話になったのかなというふうに思っております。

で、富士見二丁目広場用地に関しましては、植栽に関しては、もう全て新たに、たしかクロマツだとか、そういったようなお話も出ていたかなと思うんですけども、そういったようなものを整備すると。で、飯田橋の児童遊園のあったところに関しては、今の植栽も生かしながら、昔の歴史だとか、そこら辺の資料をひもとして、植栽を入れるというような形で議論されたといったようなところがございます。

○林委員 分かりました。サクラテラスさんの再開発で言うと、金額というのはどれぐらいかかるんですかね、整備費。要は、サクラテラスさんがこの整備のお金を出していただくという形になると、当然、やっぱり利便性も、再開発のためですから、多くの方々が利用する駅のところを優越すると、文化財も優越するというのは、これは、なるほどねという形になりますよね。区のほうで、あるいは文化庁のほうのお金を使うわけではない、民間事業者のですから。一つ、金額はどれぐらいなのかなというのと。

あと、飯田橋駅の、名前を出しちゃうとあれなのか、チョコレートをやっているところの喫茶ね。チョコレート屋さんの喫茶店がテラスのところがあって、ちょうど端のところに見えると、写真を出していただいた資料1-4の裏側かな。要は、石垣のてっぺんなんですよ。お茶を飲みながら見ると、すごい汚いんですよ。で、今まで飯田橋駅ができる前までは、石垣の上というのは見れなかったから、下から見上げるだけで。ここという

のは、全然修復の予定も、何か入れるのも、モルタルと、何でしたっけ。砂を入れちゃっただけなんですよね。

で、外濠の400年に向けた修復・保存の計画だと、もっと生かしましょうよという形でやっているんで、ここはサクラテラスさんは、修復も何もしてくれない。それともオーダーも出して――協議もしていない、このまんまの状態。どこかで土塁よりも石垣のところって、何となく素人目に見ると、文化財的な気もするんだけど、みんなが見れるカフェのテラスから見ていると、かなり汚い状況なんですけど、ここについては問題意識も、今後の改善意識もない状況なんですかね。

○平岡環境まちづくり総務課長 こちらの石垣の復元に関しましても、ちょっとお調べをさせていただきまして、今回の復旧整備工事では、土塁の復元と遺構の保存を目的とした形でさせていただいております。牛込門石垣は、当初から現状で保存するというふうな形で、当初の計画からは、もう工事の対象外としておりました。

ただし、資料に記載させていただきましたとおり、石垣上部には防草砂等で舗装をされておりまして。この石垣表面の樹木や雑草の繁茂を防ぐ、それから土ぼこりの低減が期待ができるというようなことで現在行っているものでございますが、今後、ただし、この機能が維持できないようなそういう事情になった場合は、史跡の保存・復旧を検討するというふうなことになるものと考えられます。

ただし、現状といたしましては、その機能に低下が見られないというようなこともございますので、今回、具体的な計画を持ってございません。その上で対応は行わないというふうな形になってございますというところでございます。

○林委員 せっかく土塁できれいにするわけですよ。江戸城を造って外濠を造った当初になっていくのに、機能的には確かにほこりは飛ばないんだけど、非常にもったいないし、駅舎が改良されて、今まで見れなかったところが見えちゃうわけですよ。いや、何だろ、テレビに映っているきれいな場所じゃなくて、舞台裏が見られちゃうような状況になってくるわけですよ。で、現状見れちゃうんだから、ここもしっかりと視野に入れながら、外濠ができる400年に向けてやっていかないと、一部分は児童遊園を潰しておいて、片方はモルタルのまんま、まあ、きれい汚いという、それぞれの美観なんだけど。あんまり美しくない状況のまんまというのはすてきではないんで、今後の検討課題としてやってもらわなくちゃいけないと思っています。

併せて、資料で1-1に出た、今度、公有土地水面というところ。ここはトイレがあるんですよ。土塁の一部を壊してしまっていると。これ、昭和の時代か明治のところか。せっかく児童遊園を潰して、きれいな土塁で、いい景観にしていくのに、土塁を壊した状態の公衆トイレ、去年直したのかおとし直したのか分からないですけども、ここも全部一帯で、サクラテラスさんなんだから、お金を出していただいているのが。まあ、全部出せとは言わないですよ、区のなんで。で、お手洗いの場所も、駅の、駅舎も西口は随分きれいになったし、トイレもできるんで、ここも検討材料にいかないと、やっぱり声を出せない子どもたちの児童遊園は潰して、大人たちが使うトイレとかはそのまま、石垣もあんまりきれいじゃない状態でという、やっぱり浮かばれないと思うんですよ。

で、やっぱりいっときしか子どもたちは使わないから、定点観測で保護者の意見を聞いたって、児童遊園なんか一瞬なんです。皆さんから見れば、担当が替わった頃で、課長

には申し訳ないけど、担当が替わる頃にはもう保護者の利用する人も替わっちゃっているし、子どもも替わっちゃっているんだけど、その一瞬一瞬を大切にしていけるような千代田区でないと、やっぱり寂し過ぎちゃうんで。民間任せで全部いいというわけじゃないけれども、このトイレの取扱いとかというのは、今回の整備の中で児童遊園を潰していくところの連続性のところ、外濠公園に編入するというのは、課題意識とか問題意識とか、論点で何か出たんですか。

○神原道路公園課長 すみません。前段の石垣の部分につきましては、課題として我々も持っております。で、一方で、上から見たというお話と併せて、グラウンドレベルで見たときに、どうしてもツタが生えてきてしまうというようなご要望というのを毎年受けておりまして、こういった形を取らせていただいております。

交番側の石垣につきましては、いまだ一部土の部分がございます、そこについては、先ほどまちづくり総務課長からもお話がありました真砂土というものを使って、少し除草が、草が生えないような対応というのをしてまいりたいと思いますし、文化財の視点からも検討は、今後、課題として持っていきたいというふうに考えてございます。

トイレ、公衆便所、牛込の公衆便所というのが、公有土地水面のところがございます。それにつきましては、多少古いんですけども、20年ほど前に区内の公衆便所の適正配置というのをやっております、その中で利用実態の調査を行いまして、残ってきたと、あそこに残ったという経緯がございます。その後の調査というのは行ってはいないんですが、そのような経緯の中で、我々としてはトイレとしての必要性というのを持って、今回は、あその場所については現状という形で考えているところでございます。

○林委員 委員長。あの……

○嶋崎委員長 まとめるよ。あ、まとめ——ちょっと待って、ちょっと待って。手を挙げているから、ちょっとまとめて、じゃあ答えてください。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 今回の課長の答弁について補足をさせていただきます。

史跡と便益施設、その関係性というんですかね、両立については、まさに今後外濠の管理保存計画の検討の中で、一つ、我々としては、先ほど課長答弁で申し上げましたように、公衆トイレの必要性ということについては認識はしているところなんですけれども、文化財所管の検討と合わせて、区全体の中で議論していくというふうに認識しております。

○林委員 委員長。

○嶋崎委員長 そろそろまとめてください。

○林委員 20年前の調査で必要になったのかもしれないけれども、今回のこの土壘復元というのも、再開発で、要は、トイレとかも全然劇的に、この近隣、駅舎も含めてきれいになってできているわけです。で、何を言わんとしているかということ、要は児童遊園を潰す決断をしたというのは、これ、道路公園課にとか、皆さんのまちづくりのほうも軽いかもしれないけれども、やっぱり子どもの視点からいくと重たい話なわけです。で、実際のこのトイレというのも、そんなに子どもが使えるようなトイレでもない。見に行きましたけれども。

で、何を優先するのかというところを、優先順位をもっとしっかりつくってもらわないと、ただ子どもの遊び場を廃止します、でもほかは今までどおりやっていますというん

だったら、やっぱり浮かばれないわけです。条例廃止のところの議案に賛成するにしても、そうだよねと。子どもたちの遊び場を減らしてでもやったほうがいいよねと。これは外濠の史跡を守るためなんだよね、復元するためなんだよねという大義が欲しいわけなんですけど、ほかのところはそのままで、今後検討とかなんとかになっていると、やっぱり犠牲になるのは弱い子どもたちだけなのかということになってしまいうんで、そうじゃないよという説明が欲しかったんです。

で、委員長のほうでまとめてというのは、併せて資料の何番目、1-4の裏面か。JRさんが持っている土地があると。今お店がまだ残っちゃっているんですね、土塁を。で、聞くとところによると、昔の駅の、だから明治のときに鉄道を敷いたときに土塁を切っちゃって、そこの出入口だったとはいうものの、大義が江戸時代の土塁修復に向けて、外濠400年、できてから400年に向けてというんで、このJRの所有地も買うぐらいの、まあ買うといっても使えない、土塁になっちゃうだけなんだけれども。で、一体的な整備をつくっていくと。こういったものを一つランドデザインで出させていただいて、その一部が児童遊園の廃止なんですよというんだったら、非常によく、そうだよねと分かりやすくいくんですけれども、そこは手つかずのまんま、一番端の児童遊園だけ切っていくと、やっぱり弱い人とか声を出せない人をどんだんだんだんだ切っていくと、後のところは後回しという形になってくると、大義が見えないと児童遊園の一部改正で、まあ実際は廃止なわけですよ。これを皆さんが出すというところに、自信を持って出してもらいたいし、僕らも自信を持って、いや違うんだと。大義があるんだという形で、議決に向けてやっていただくような処理を、今できていなくても、議案を出す際までには、いや、まとめてもらいたかったんです。で、今後の検討課題というのは検討課題でいいんですけれども。あんまりよくないけど。次々と手を打ってもらいたい。10月まででもいいし。

で、まとめて言うと、もう一つが、もっと先の外濠公園を今度いじっちゃうわけですよ。築山って、江戸時代にないものを入れたり、人工芝を敷いたり、で、利用実態もよく分からないけどと先ほど答弁あったけれども、どれぐらいの園児が使っているかも分からないけど、いじっちゃう。と、支離滅裂になっちゃうんだよね。

児童遊園を潰す大義があって、そうだよ、土塁を一体的に400年に向けて、できてから400年に向けてやらなくちゃいけないけれども、それはあるんだけれども、片方ではいじって、片方では手つかずで、児童遊園だけ潰すという、連続性の大義がなくなってしまうんで、そこをしっかりとまとめた形の議案の提案をしていただくような形の、だったという、もう後づけでもいいんで、今言ってもらえると、非常に採決のときの判断材料にしやすいんで。何もなかったら何もなくて結構ですけれども、お答えいただきたい。

○嶋崎委員長 担当部長。まとめて。

○印出井環境まちづくり部長 はい。林委員のほうからご指摘いただきました、文化財と様々な便益施設との調和というんですか、それについて子どもの視点ということが不足していたのではないかなというようにご指摘だったかと思います。で、我々としては、今回、児童遊園の廃止、あるいはその前段の、前の供用開始の時点で、全庁的な観点から富士見における子どもの遊び場、広場というようなところの中で対応はしていたところですが、おっしゃるとおり、児童遊園の整備等については足りなかったところがある。あ

たのかなというふうに思っています。

それから、公園全体、外濠公園を今回拡大することについて、先ほどのJR等の敷地も含めて、長期的な視点というのは、なかなか我々道路公園担当のみでは十分できないところがあります。今後の外濠の保存活用計画の中で、史跡の保全と便益施設の中で、そういった議論をしていただくような中で、我々としてもどういった方向で整備していったらいいのかということについては、考え方をまとめていきたいと思っています。で、それらについて、今回、データ等も含めてお示しして説明できなかったということについては、我々のちょっと説明の足りなかったところだというふうに認識をしているところでございますけれども、現時点で、文化財の専門家等の検討を経て、飯田橋のまちづくり協議会等での議論も踏まえた中でご提案をさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○林委員 ごめんね、本当、最後で。すみません。最後、JRのところ、外濠保存計画で、これは3区で、港区と新宿区とつくったところの保存管理のところ、見附付近だよ。ここは将来的に公有地化も視野に入れて、撤去していくという約束事があるんですよ。今回、外濠を広げるときに、JR東日本に売ってくれませんかという投げかけはしたのかしていないのかということ、今後するのか。要は外濠の連続性ですよ、土塁の。今の部長のだと、これからというんだけど、もう十何年前の保存計画作成のときに、公有地化を目指していきますと、3区で合意している話なんです。要は、いろんな、釣堀もあったり、カフェもあったり、外濠で点在している。昔はゲームセンターって、今はラーメン屋さんになっちゃったりしていると。こういうところをできるだけなくして、公有地化にして、きれいな水辺にしていきたいと思います。見附付近は、特に民間の土地所有者をなくして公有地化をしていこうねという約束事を決めているのに、今回までは、今まで、今の現時点までは、やっていないのかやっているのか、今後やっていくのかいかないのか、そこだけ確認をさせていただければ。

○印出井環境まちづくり部長 今回のこの整備に当たりまして、JRさんに対してはそういった形では呼びかけてございません。ただ、現状どういう状況になっているのかと。もちろんJRさんの民有地であるということの確認と、現実に、その上に建物を、別の、JRさん以外の所有者の建物が建っているという状況とその経営状況も含めて、なかなかそういった調整をするのは難しいものと、我々としては認識しております。

ただ、先ほどご答弁申し上げましたとおり、まさに二千—すみません、2036年度ですか、外濠開削400年というところに向けて、今後、さらに外濠の将来をどうするかということについては、文化財担当を中心に議論して、我々もそこに参画をしていくということになると思いますので、そういった整備の方向性の議論を踏まえて、今後適切に対応してまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

ほかにありますか。

○岩佐委員 代替の遊び場整備についてお伺いします。これ、実質、これ、凶面を頂いていますけれども、何平米ぐらいあるんでしょうか。

○神原道路公園課長 面積としては、150平米程度になります。

○岩佐委員 150。150。

○嶋崎委員長 はい、岩佐委員。

○岩佐委員 はい。

潰す、廃止するところが454平米で、これ、代替が150平米ということで、これ、ほぼ皆さんお散歩ルートにされていたところを遊び場にするということなんですけれども、ちょっと、ここを遊び場に設定するとしまして、この山を二つ、人工芝の山を造るということで、それ以外の遊具は中期的に考えるということだったんですけれども、遊具がなくて、丘を二つ造るという、遊び場の形態にするというのは、どういうご意見を集めながら決定されたんでしょうか。

○神原道路公園課長 まず、規模的な話といたしましては、飯田橋児童遊園、四百何平米あったんですけれども、実態的には土手の上にありましたので、平面部分が、実際使える部分が150平米ぐらいだということで、機能としては同等程度というふうに我々としては考えております。こちら、遊具というのも検討の中にはあったんですけれども、やはりこちら、江戸城の外濠の跡ということで、やはり許可のほうは今下りないというような状況です。それは土手が掘れない、基礎が入れないというようなことでございまして、今回は、そういった土塁をいじらないような、築山というような形で、現状の土手に盛るような形で、（発言する者あり）はい、（発言する者あり）考えさせていただいたところでございます。はい。

○岩佐委員 はい。

許可が下りないのであれば、遊具は、これ、永久に置けないということで……

○嶋崎委員長 それはそう。

○岩佐委員 よろしいんですね。さっき、ちょっと中期的に検討みたいなこともおっしゃっていたんですけれども。

○神原道路公園課長 先ほど部長から答弁がありましたのは、駅周辺で、（発言する者あり）様々なまちづくりが、動きがございまして、その中で、遊び場の確保というのは検討していくというようなご答弁だったかと思えます。

○岩佐委員 そうすると、これは一切、物が置けない。盛るしかなくて、掘れないから、例えばバスケのちょっとしたゴールなんかも置けない。でも、あれは移動式のもあったりもするわけですから、そういうことは可能じゃないかぐらい思うんですけれども、（発言する者あり）丘にすることによって、できることとできないことって、すごく限られてきちゃうと思うんですね。で、散歩する人にとっては、そんなに通りやすい道でもなくなるということなんですけれども、そこは、いわゆる、ちょっとどうやって考えられたのかなということと、あと、150平米あるといっても、かなり細長の、細長の形状ですので、もう、ちょっと遊びという——もちろん子ども、お子さんというのは、どんなスペースでも遊びの心はあるんですけれども、あえて、この一番、この150という、この土地を効率的に使える遊びになるのかな。また、人工芝という、これまたいろいろと、ちょっと丘だと滑りやすいんじゃないかとか、そういった、いろいろと、きつとあると。滑ることを目的に造っているのかもしれないんですけれども。ということはどのように検討されたのか、ご説明いただけますか。

○神原道路公園課長 まず、一般の利用の方とのすみ分けとしては、ちょっとすみません、図面のほうが分かりづらいんですけれども、右側の下の現況写真を見ていただきますと、写

真の左側の植込み地になっているところに、今回、築山を造る計画ですので、濠側の沿路の部分は通れるような状況でございます。

ここの位置を選んだということにつきましては、現況に、ちょっと写真で分かりづらいいんですけども、スツールが今何個か、こう置いてございまして、私ども実際確認したところ、保育園でお散歩に来たお子さんがここに座ったりとか、あとは、この上に乗ったりというようなこともありまして、ここに少し遊べるようなものを置ければ、楽しんでいただけるんじゃないかということがございまして、この場所を選ばせていただきました。

○嶋崎委員長 あと……

○岩佐委員 はい。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 はい。ありがとうございます。

保育園のお子さんが、今、お散歩には来ている。で、遊んでいるわけではない。遊び場としては、保育園のお子さんは、今、このスペースをどれぐらい活用されているんでしょう。

○神原道路公園課長 すみません、我々も、ずっとこう、確認をしているわけではないんですけども、ここのスツール、椅子がございまして、そこで休憩したりしているというような状況は、確認はしております。（「情報が少ないですね」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員 少ないですね。

ここの辺、保育園は結構いっぱいあるので、かなりここは活用できる場所ではあると思います。それで、保育園には必ずヒアリングをしていただきたいですし、その上で、遊び場としてどこまで活用できるのか。先ほどトイレのお話も出ていましたけれども、じゃあ、子どもが使えるトイレが近くにあるわけでもなく、ここでも遊び場としてこれから予算をかけて整備をするのであれば、やはりそれは単なるちょっとスペースがあるよねと、その程度のものに収めるのではなくて、もう少し、しっかりと遊べる、遊び場としての機能をどのように考えていくか。区が遊び場ってどういうふうに定義して、どういうふうに考えているかということだと思っておりますよ。で、やっぱり、ほとんど使えていなかったとはいえ、名目上の児童遊園を廃止するわけですから、ここはしっかりと実のある遊び場に整備していかなくちゃいけないわけですよ。その中で、こういう経緯で、こういうものを設置しますよと、こういう整備をしますよということをやっぴりご説明いただきたいんですよ。なので、ちょっとそこは、もう少し踏み込んで調べていただきたいと思っておりますけれども、これは可能ですかね。

○神原道路公園課長 実際にご利用していただけるだろうというような保育園も想定してございますので、我々のほうも少しヒアリング等を実施させていただきまして、あと、子ども部のほうとも情報共有させていただきながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員 あと、この現況写真を見ると、何本かこう、樹木が植えてあるんですけど、これは、じゃあ、この整備に当たって、移動させたり伐採するということはあるんですか。

○神原道路公園課長 樹木は既存のまま残します。

○嶋崎委員長 いいですか。

○岩佐委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○はやお委員 るる、皆さんの質問の中から明確になってきたかと思うんですが、先ほどサクラテラス等の開発、そこによって予算措置の分担があるということなんですが、もう一度確認です。そうすると、今回、編入する場所の公有、公有土地水面というところ以外は、今のところサクラテラスとの街区の中に入っているということでもいいのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 サクラテラスの街区に入っているわけではなくて、地域外貢献ということで、その整備をサクラテラス側が拠出しているというようなところでございます。

○はやお委員 分かりました。つまり、地域貢献ということで、じゃあ、これによって、やるということによって、普通に考えると、民間の考えからすると、何かのメリット、床になるといったら失礼ですけども、容積に追加されるということはあったのかなかったのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 サクラテラスのもともとの計画が再開発等促進区を定める地区計画を使っていますので、その容積の割増しを含めて、その、何ていうか、その建物の容量だとかを含めて、地域外貢献をどのぐらいということで、算出したといったようなところだと思います。

○はやお委員 これは、結局は予算措置のほうの役割分担になってくる、費用の部分の役割分担にもなってくることですのでけれども、大体容積率、どのぐらいの平米数が、これによって追加されることになったのか。これはあくまでも、そのことに発展する、これの今後の予算のところにも関わるので、明確にしておいていただきたい。

じゃあ、ほかのところ、進めちゃっていいですかね。

○嶋崎委員長 ない。

担当部長。

○加島まちづくり担当部長 すみません。ちょっと今明確に資料を持っていないんですけど、ここだけの域外貢献でやっているわけではなくて、再開発等促進区を定める地区計画のほうで、周りの壁面後退だとか、空地だとか、サクラテラス自体に、いろいろな空地だとかがありますよね。そういったものの合わせた容積率という形になっていますので、それを、その部分の中で、地域、域外貢献を含めているという形でございます。ここで何%というのは、ちょっと出してはいないというところでございます。

○はやお委員 まあ、まあ、このところについては、百条委員会で議論、実はやりましたのでね、これ以上、私は深掘りするつもりはありません。ただ、このところにメリットがなければ、異常なほどの容積率がオンしていたということもあるので、それで、何を言うかといったら、やっぱり貴重な財源を、しっかりと負担を少なくすることからの観点で、最小限に、その財源を、うちからの拠出を減らすべきではないかということの中で、きちっと、そこのところはやっていただくように、もう一度答弁いただきたい。その辺のところは、経済的に考えて、こちらのほうの適切な財源の活用ということで対応するかどうかだけ聞きたい。

○加島まちづくり担当部長 まず、サクラテラスのほうの整備、域外貢献も含めて、飯田

橋の西口のところのバリアフリーだとか、そういったものの利便性だとかを含めて、区のほうから拋出というのは、まずはないといったようなところがございます。一方で、本日お示した代替の遊び場、そこら辺に関しては、経費を支出させていただくというようなところになっておりますので、そういったご理解、していただけるとありがたいなと思います。

○はやお委員 これでは区との役割分担は明確になりましたので、なるほどなということになると思います。

あと、もう一つは、結局、外濠公園が、組み入れることによって、ここに書いてありますとおり、外濠公園に編入するということですね。そうすると、これ、文化財のものなんですけど、これ、文化財の人間がいらないからね、あれなんですけど、たしか私の記憶によると、高橋是清のたしか九段のあそこのときも、いろいろな文化財のことが変わってきていますから、保存管理の計画というものをきちっとつくらなくちゃいけないということがあったと思うんですね。で、平成20年から3区合同でつくった、これしかまだ変わっていないよということになると、その辺の、やはりね、区の行政は適正な手続・手順で仕事をしていくということですから、この辺はどういうふうに話されて、これを編入することができるという、また、こういうものについては、文化財ですから、文化財としては、パラレルにこういう計画書をつくっております、策定しておりますとかというのがあるのか、必要がないという判断なのか、その辺のところをお答えください。

○平岡環境まちづくり総務課長 先ほどもちょっとご説明させていただきましたとおり、こちら、外濠の保存活用管理計画、あ、保存管理計画ですか、こちらのほうの計画の中で、具体的な工事であるとか、将来像でありますとか、そういったところに触れているところと、今回の工事に伴います変更というようなところの関連性も含めてなんですけど、確認をさせていただきましたところ、一応、将来的なところについて、記述以上に触れているところはないというようなところがございます。今後計画が、また策定、今、改定の段階で入っておりますけれども、今現在といたしまして、具体的な、何ていいますか、文化財の取り込みでありますとか、そういったところも含めて、どのようにやっていくのかというようなところは、今後検討というようなところがございますので、今現在、私どものほうで対応しているのは、この保存活用管理計画、現行の計画のみというような形になってございます。

○はやお委員 ここは、今、申し訳ない、環まちのほうの所管ではないということもあるんですが、ここのところについて、当然のごとく、今、主語がはっきりしなかったんですね。どこが、ここのところでもいいんだとか、今検討しているんだというのが分からないんですよ、答弁の中で。そこを明確に教えてください。

というのはね、ここのところについては、文化財のことについては、るる、いろいろ課題になってたわけですよ。というのは何かというと、今後、そういうところにやるに当たって、本来、教育委員会がやるところを、区長部局に移すとか移さないとかという話もあったぐらいですから、ここのところは、まあ、今日は副区長もいらっしゃって、教育長もされてましたから、一番よく分かるとは思いますが、この辺のところには、そこは答えられないでしょう、今の立場から。だから、そこはちゃんと、きちっとやっています、安心してください、はやおさんというか、委員、安心してくださいということをお願いしたい

けなんですから。はい。

○印出井環境まちづくり部長 今回の一連の整備に当たっては、史跡の範囲等については変わってございません。そういう意味で、先ほど課長がご答弁されたとおり、現状における計画の範囲内で、文化財の観点からも、必要な先生方、委員会の意見も聞きながら、整備をしてきたということになるかと思えます。ただ、今後、文化財の計画の改定に当たりましては、我々としても、しっかり文化財所管と連携を取りながら、今後の維持管理、整備の方向性については、歩調を合わせて取り組んでまいりたいと思えますので、安心していただければと思えます。

○はやお委員 分かりました。そのところについてはね、問題なく、そごもなく対応していただいているということを確認し、やっぱり我々も、この議決に対しては、堂々といいい方向に進めるというのが正しい。

ただ、最後、取りまとめのところになります。一番心配しているのはね、これ、関係ないよと言いながら、意外とまちづくりのほうというのは、機能性とか経済性というところを考えがちだから、取りこぼす可能性があるわけですね。それを何か事例として言うならば、またはやお言っているんだと言うかもしれないけど、外濠グラウンドがあるんですよ。ここに書いてある、88ページに書いてあるのが存置期間、つまり返せと言っているグラウンドが、40年間、2028年にまでは返せって定められているんです。この計画書を変えない限り、存置期間を延ばすことはできないんです。というような、というような、このことについて今日は議論するわけじゃないですからね、というようなそごはないのかということを確認しました。

今、今の答弁では、一切ないということの確認で、改めていいのかということを確認したいということと、この編入することに伴って、何が分からなかったということ、区にとって、また区民にとって、メリット、デメリットは何なのかということなんです。教育、千代田区のね、何だっけ、教育と文化のまち千代田だよ、ということからしたときに、これはやっぱり保存するということに関しては、子どもたちにとっては、大きなスパンの中に残してあげるということになるから、そういうところのメリット、デメリットを含めて、堂々と、これがメリットであり、これがデメリットなんだということをきちっと答えていただきたい。今までの、今の話だって、るる、やっぱりメリット、デメリットがあるわけですよ。短期的に見たら、子どもたちの児童遊園ができないということがあると。その辺を整理して、最後、お答えいただきたいと思えます。

2点、よろしくをお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 1点目、外濠グラウンドにつきましては、これは議会のほうでも、千代田区内における、屋外でスポーツができる広い唯一の場所ということで、これを引き続き機能させていくということについては、議会も含めて、一定のご理解を頂いていると思えます。それに向けまして、我々公園整備担当と文化財のほうが連携を取りながら、今後の外濠の管理運営計画の改定の中で、しっかり継続して、2028年以降も使えるように進めていきたいというように考えております。

それから、今回の整備に関する児童遊園の廃止と都市公園への編入についてのメリット、デメリットですが、この審議の中でも、るるご指摘を頂きました。外濠という史跡を保全・復元するという、文化財的な価値の一方で、子どもの遊ぶ場で、そういったものが減

ってしまうというところのデメリット、その辺の調整が、今日、大きく頂いた宿題なのかなというふうに思います。我々のほうでは、できる限りの代替を図っていくというようなことで取り組んでおりますけれども、足りないところもあったのかなというふうに思います。それについては、道路公園だけではなくて、まちづくり、あるいは区全体の様々な施設の活用の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○岩田委員 1-3で、そもそも何で人工芝なのかなと。やっぱり、ただ普通に土を盛っただけだと、汚れるじゃないですか。そういうのもあるし、雨の後だと数日間使えない。あとは、それは天然芝も一緒ですよ。あとはお金もかかるとか。そういうことで、人工芝という結論になったということですかね。

○神原道路公園課長 そういった機能面も含めて、自然芝よりは人工芝のほうがいいだろうということで、今、岩田委員がおっしゃるような視点で、人工芝にさせていただきました。

○岩田委員 じゃあ、人工芝って、外濠公園のときでもちょっといろいろありましたけども、どんな人工芝なんですかね。というのは、どういうのかということ、前も外濠公園のときに言いましたけども、人工芝、アメリカの大学の女子サッカー部の選手が、がんの発生率が多いというようなことで、そういうのは使っていないのかというような質問しましたけど、これも大丈夫なんですかね。そういうところは。

○神原道路公園課長 子どもを対象にして、このように、写真にもありますように、遊んでいらっしゃるお子さんもいるということでございまして、そういった環境面、安全面にも配慮した製品を使っているというふうには聞いてございます。

○岩田委員 具体的に、人工芝のチップの部分が、何だ、廃タイヤを使っているとか使っていないとか、そういうことを今聞いていますけど、そういうのは大丈夫なんですかね。

○神原道路公園課長 外濠グラウンドと違いまして、人工芝の中にチップが入っているものではなくて、人工芝そのものを貼り付けているというものでございます。

○岩田委員 ああ、なるほど。では、そうすると、人工芝の芝の部分がちぎれて、いずれマイクロプラスチックの問題とか、そういうのも外濠グラウンドのときに言いましたけども、それを受け止める装置みたいなものというのは、今回つけているんでしょうか。外濠グラウンドのときに、あの広いグラウンドで、3セットでしたかね、ぐらいしか何かつけていないみたいな話だったんですけど。

○嶋崎委員長 ちょっと、ごめんね。ちょっと申し訳ないけど、聞こえないんだよ。

はい、どうぞ。

○岩田委員 いいですか。はい。

もう一回言います。芝の部分がちぎれて、それがいずれマイクロプラスチックの問題になるというようなことを外濠グラウンドのときに言いましたけども、外濠グラウンドのときは、あの広い広さで、それを受け止める装置が、簡易的なものが3セットとか4セットとか、それぐらいしかなかった。これは、そういう装置みたいなのは、どこかにつけているんでしょうか。

○神原道路公園課長 そういったものは、非常に面積も少ないため、つけてございません。

○岩田委員 いや、広さ。僕が今言ったのは、あの広いところで、たった三つか四つしかつけていなかった。でも、ここもちぎれますよね、いずれ、使っていたら。だから、そういう装置をどこかに、まあ、一つなり、二つなり、つけなきゃいけないんじゃないんですかというお話をしています。

○神原道路公園課長 道路公園課長。いいですか。よろしいですか。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○神原道路公園課長 はい。はい。

ご指摘は受け止めさせていただきますが、先ほども申し上げたように、なかなか、この部分について、新設で何かをつけるといったものが難しい状況もございますので、設置後の状況を踏まえまして、排水溝等もございますので、そこは実態というものを見ていきたいというふうに考えております。

○岩田委員 あ、はい。最後にします。委員長。

まさにそのとおりなんです。だから、排水溝とかに、せめて簡易型のもので設置するとか、そういうのをちゃんと考えてくださいねということ言いたかったんです。それをお願いします。

○神原道路公園課長 はい、検討してまいります。

○嶋崎委員長 はい。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論は、いかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 省略でいいですか。はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第28号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい、ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第28号は可決すべきものと決定をいたしました。

この時間なんで、暫時休憩します。

午前 11時56分休憩

午後 0時58分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、次はどこだ、こっちか。議案第35号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結についての議論に入ります。

説明を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 議案第35号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結について、

環境まちづくり部資料2をもって説明させていただきます。

本事業は、誰もが安全で快適に移動できるまちを目指して、道路のバリアフリー化を推進する中で、災害時の円滑な救援活動に資するとともに、歩行者空間の確保や景観の向上に寄与するため、電線類地中化を進めているものでございます。

この多町大通りというのは通称名でございますが、この図面で見ますと、一番左の太い部分が多町大通りになります。これが特別区道千第578号の一部でございます。

この資料の図には表示されていないんですが、この北側2街区、2街区先の靖国通りから、赤で塗られている南の神田駅まで、これを範囲とする延長約470メートル、幅員15メートルの道路でございます。

神田警察通りから北の2街区につきましては、既に電線類地中化が完了して、現在、最後の南区間と、その周辺道路の地中化整備を進めているものでございます。

それでは、概要をご覧ください。

路線名ですが、特別区道千第578号ほか7路線でございます。

工事箇所ですが、千代田区内神田三丁目23番先～千代田区内神田三丁目20番先でございます。

路線延長は約438メートル、幅員は、それぞれ約15メートル、8メートル、6メートル、3メートルでございます。

協定金額が約4億5,000万円で、令和5年・6年度の債務負担行為ということでございます。

協定の相手方が、東電タウンプランニング株式会社、代表取締役鈴木祐輔でございます。

下段に電線類共同溝のイメージがございますが、引き出し線で引込管（電力）と赤で囲われ、歩道を横断している、この赤色の管路が、本協定の対象となる部分でございます。その下の断面イメージ図でも、赤色部分が対象となるところでございます。

裏面をご覧ください。

委託の内容ですが、入溝予定事業者との調整、工事の設計及び設計業者との請負契約締結、委託監理、工事の実施に係る建設業者との請負契約締結、工事監理、協定の実施に係る住民対応などがございます。

最後にスケジュールですが、令和5年度から令和6年度にかけての2か年工事で、その後、引込管路工事、通信、それから道路整備工事と、順調に進めば令和8年度に完了予定でございます。

先ほども申し上げましたが、多町大通りの最後の区間になる電線類地中化でございます。当時から地域の要望が非常に強い箇所でありまして、一方で、平成27年度の企業者支障移設工事から始まりまして、電線共同溝本体工事まで、沿道地域の方々には、これまでに大変なご負担をかけておりますので、早期完成を目指して事業を進めていくことが重要だと認識しているところでございます。

誠に簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。質疑に入ります。どうぞ、いいですか。

岩田委員。

○岩田委員 いつものことながら、これ、整備するときに、植栽とか、木はどうするんで

しょう。やっぱり切ったりとか、掘り返したりとかするんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちら、もう既に整備が始まっております、植栽はございません。今回の委託協定の中では、まだ道路整備ではございませんので、植栽についても関係ございません。

○嶋崎委員長 はい。いいですね。

○岩田委員 木は、木。

○嶋崎委員長 はい。

○岩田委員 移植。植栽だけでなく、木も。

○嶋崎委員長 だから、ないんだろう。（「ない、ない」と呼ぶ者あり）ないんだ。

○岩田委員 小さい植栽だけでなく、木のほう。大きな。

○嶋崎委員長 ない。はっきり言ってあげて。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 高木も含めて、植栽は、今後の道路整備の中で決めていくものでございます。

○嶋崎委員長 はい。

はやお委員。

○はやお委員 これは、たしか本体工事と引込工事という別れ方なんですけど、本体工事のときは、どこまでが電線類の地中化によってメリットがあったのか。いや、どこまで影響がある。完全に、この引込が行かないと全てが駄目なのか。ちょっとその辺、もう少し分かりやすくご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 電線共同溝のイメージ図がございますけど、今、この赤く塗られていない本線の部分、縦の、そちらが本体工事で、ここから今度引込みをして、やっと電力が供給されると。そして、電線とか電柱が抜けるということでございます。

○はやお委員 結局は、本体工事が終わっていようとも、電線類の地中化のほうから電気は供給されるわけですよ、当然のごとく。どういうイメージなのか。ちょっと自分のところの佐久間小学校通りも、もう既に、あともうちょっとで出来上がるものですから、こんなふうな段取りのような感じではなかったような気がする。だから、線で行くのか、面で行くのかということの違いもあるんでしょうけど、ちょっと、もう少しそのところを分かりやすく。

○須貝基盤整備計画担当課長 申し訳ございません。前回ご説明したときの資料にはあったんですけど、整備のフローですね。本体と引込管というのは別ということではなくて、本体も引込管も全てを含めて、地中化の工事ということでございます。場所によってもあるかもしれませんが、ただ、本体をまず造らないと、その次の引込管工事というのはできませんので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○はやお委員 よく分かりました。

分かりました。で、ここのところは、結局は本体のところと、そして支線みたいな、引込ということになるんですけども、こういうところの開発の仕方というのが、例えば佐久間小学校通りと、本来であればね、佐久間小学校通りも当初は面で行くということだったんですけど、この辺のところの違いとかね、本来であれば、さらに奥まで、例えば和泉町だとか、佐久間町についてのという、その違いというのは、何でこういう違いがで

きているのか。こちらのほうはしっかりやっているよと。けども、ある部分についてはやらないよと、その判断はどういう基準で決めていたのかお答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと説明が足らなかったのかもしれないんですけど、こちらの面的になっている、この支線ですね、8メートルとか6メートルとか3メートル、この通りにも、本体という、引込管じゃないものが入っています。

○はやお委員 なるほど。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは前回の本体工事の中で行っているものでございます。なぜここで面的な整備ができたかというところでございますが、ここは、狭いエリアの中に、この三方、歩道がある道路があると。で、歩道のあるところに地上機が設置できるわけですけど、そこから、地上機から低圧の線を各需要家のところに送らなきゃいけないんですが、そこが一定程度の距離が必要になりますので、大区画の部分になると、例えば和泉公園通りの面的というところは、なかなか難しくなってくるというところでございます。

○はやお委員 最後。

うちのエリアでは一番重要なプライオリティーのところをやっていただいている、これは大きな話なんですけれども、非常に電線類の地中化となると、期間と、そしてまた財源についてはね、佐久間小学校通りは10年、約10億弱かかっていると。平たく言えば1年1億かかっていたというところからするとね、これだけの効果、費用対効果という話も出てくるだろうと。そうすると、本来、僕は、ここは石川前区長が判断されたというのは、いいとか悪いとかじゃないですよ、彼はあまり電線類の地中化というのは、再開発の中でやろうというところが大きいにあったのかなと思うぐらい、あまり電線類地中化はやらなかったんだけど、今後、どういうふうに、この電線類の地中化の方針というか、こういうところをこうやっていくという、その考え方の整理についてはどのように考えているのかお答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 今後の地中化の路線の決め方ですけども、バリアフリー上、重要な路線、それから通学路ですとか避難路、そういうところの優先度を加味しながら、なおかつ、基本的には歩道があるところではないと、なかなか地中化というところが難しいということがございますので、それから地域の、今までもご説明したとおり、長い期間ご負担がかかるというところで、ご理解とご協力が得られる、地域からの強い気持ちがないと、なかなか事業も進んでいかないと思いますので、そういうところを加味しながら進めていきたいと存じます。

○嶋崎委員長 はい、よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 はい。ありがとうございます。

今回は4億5,000万ですか、438メートルで。これ、令和3年度にやった大神宮通りが、ちょうどこの引込工事は2億円の協定で、相手と一緒にだったんですね。この3年ぐらいしか変わらない間で、協定金額が倍以上になっていると。ちょっと、もちろん地形とか、大神宮みたいな、ストレートにずどんと行った道ではなくて、入り組んだ道だったりするんですけども、ちょっとそこの違いが、いろいろな国際情勢とか、そういうこともあろうと思うんですけども、その根拠を教えてくださいませんか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの多町大通りの引込管の、まず、数が違うというこ

とと、あと、こちらは商店とかそういうのが多いために、なかなか、施工する時間帯とか、そういうのも規制されてまいります。最初言われたのが、終電が終わってからという、そういうお話もあったんですけど、とてもじゃないけど、そういうのはなかなかできないので、そういうところで費用は高くなっているというところでございます。

○岩佐委員 大神宮のときも、夜間の工事をかなりやったちょっと記憶があるんですけども、それでかなりトラブルになったのかなと思っているんですけども、1件幾らとか、そういう、皆さん、積み上げていただいて、この金額になったということなんですけど、これ、かなり、いつも1者だけで協定をせざるを得ないという状況なので、なるべく、協定金額の内訳というか、根拠を毎回ご説明いただければと思います。

あと、もう一点、ちょっとお伺いしたいのは、ちょっとこれ、素人で申し訳ないんですけど、引込管、結局、この後に通信引込工事をするわけで、この通信の部分と電力の部分というのが二つ並行して通っているから、それぞれに引込工事をする、それぞれに多分設置の部分をやったんだと思うんですけど、これって、一体にすることというのはできないのか、あるいは引込工事自体を近い場所なるべく同時にすることというのは、技術的にはできないものなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、電力と通信ということで、主なNTTと東京電力というところで、なかなか、そこが一緒にできないのかということと、あと……

○嶋崎委員長 そうなの。

○岩佐委員 やっていると思うんだけどね。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 あの——はい。やっぱり一緒に引込管を入線するときに位置を決めていくわけですけども、そこでNTTならNTTと調整したりとか、それをやりながら整備を進めていかなきゃならないというところですよ。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 だからこそ、区が一番最初にNTTと東京電力とガスも含めて調整をしていて、なるべく道路を、要は夜中も含めて、道路を掘って、開けてということで、物すごく時間と、また労力もかかるわけですから、そこを必ず一つに効率よくできるようなことを計画の段階からできないものなのかなということなんです。今回は、もうここまでやっているんで、この工事全体として、毎回、これ、引込工事をそれぞれやってということだったので、同時にできる、何かこう、できないものなんですかねという。

○須貝基盤整備計画担当課長 基本的に、NTTは地中化がほぼ終わっているところが多くて、場所によっては、東電が引込みをしているときに、同時に数か所、そういう少量の箇所であれば一緒にできたところはあるんですけど、こちらに関しては通信の需要も多いものですから、そこは分けないとできないというところでございます。ただ、今後、岩佐委員のおっしゃるとおり、調整できるところは調整していきたいと存じます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

桜井委員。

○桜井委員 事業の内容については、ご説明を頂き、分かりました。4億5,000万ということで、景観上も、また災害時における円滑な作業を進める上においても、いいという、そんなご説明を先ほど頂いているわけでございますけども、この4億5,000万というのは、東京都も、災害時の対策という形の中で、電線類の地中化ということをやった

ていたもの、僕、見たことがあるんですけど、どうなんでしょう、この4億5,000万の金額に対しての東京都からの補填とか、補助だとかというのはあるんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 補助金については、これまでも頂いているところがございます。ただ、今回の工事につきましては、管と、さらに民地内への電線の供給と、そういうものが一緒に行くために、もちろん費用は東電は東電、分けるんですけども、その辺を分けることが難しい、補助対象となるものが難しいということで、今回は補助金は充当してございません。

○桜井委員 今のお話だと、通常は補助金はあると。あるんだけども、今回の場合には、それが受けられないというような今ご説明だったように思うんですけど、ちょっと、何で今回の場合にはそれが受けられないのか、聞いていても、ちょっとよく分からなかったんだけど、もう少し丁寧に説明してくれる。

○須貝基盤整備計画担当課長 失礼しました。

補助金というのが、補助対象工事というのがございまして、対象になる部分があります。それがはっきりと、これはこれ、これはこれと、区分できるところはできますので、前回の本体工事に関しては、補助金は頂いております。ただ、今回の引込管に関しては、何ていうんでしょうかね、分け方が難しいというところで、国から、なかなか、検査院から例えば補助対象にならないと言われると返還される場合もございますので、そのところで、説明として難しいというところがございます。

○桜井委員 そうですね。いや……。 (発言する者あり)

○嶋崎委員長 返さなくていいんだよ。

桜井委員。

○桜井委員 うん、そういうことだね。(発言する者あり) そういうご説明を聞くと、千代田区内の、これからの電線類地中化のいろいろなプランを立てていく上において、どういうエリアにどういうふうに進めていこうかというプランが立てづらい。立てづらい。ここだったら補助金の対象になるけど、ここだったら補助金の対象になるとかならないとか、やってみなきゃ分からないというか、そういうものともちょっと違うと思うんだけど、そんな難しいことなんですか。

○嶋崎委員長 もうちょっとさ、理屈が分かるように。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。すみません。

○嶋崎委員長 なるほどなというふうに。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。説明が、申し訳ございません。

場所を出るとか出ないとかではなくて、行う工事の出来上がるものに関して、その補助……

○桜井委員 工事の内容によるということ。

○須貝基盤整備計画担当課長 補助対象になる。要するに、ここの、本体工事であれば明らかにさせるんですけども、供給に関しては、民地に入れる部分と分けることが難しいので、そこに対して、対象とならないというところで……

○桜井委員 ちょっと休憩してもらっていいですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 いや……

○嶋崎委員長 休憩します。

午後 1 時 2 0 分休憩

午後 1 時 2 4 分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

今のご答弁をちょっと取りまとめて、分かりやすくご説明を下さい。
部長。

○印出井環境まちづくり部長 一部繰り返しになりますけれども、電線類地中化工事の一連の工程の中で、本体工事等につきましては補助の対象と。それから、今回の工事の民地に引き込む部分については、管路の部分と線の部分、様々な作業が官民で一緒になるという状況の中で、補助対象にするということについては非常に難しいということで、今回は補助対象にしない形で、区費で実施するという形で進めております。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 いいですか。

はい。ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。
討論は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 省略でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第 3 5 号、特別区道千第 5 7 8 号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。賛成全員であります。よって、議案第 3 5 号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案 3 5 号の審査を終了いたします。

議案はこれで 2 本とも終了いたしましたので、坂田副区長、ありがとうございました。
ご退席を下さい。

暫時休憩します。

午後 1 時 2 6 分休憩

午後 1 時 2 6 分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

申し訳ございません。これから報告事項に入りますけれども、ちょっと順番を変えます。

（3）、（4）を先にやらせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは（3）番、食品ロス削減推進計画の策定についてご説明いただきます。
どうぞ。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、食品ロス削減推進計画の策定につきまして、環境まちづくり部資料5に基づきましてご報告をいたします。

千代田清掃事務所では、今年度、新規事業といたしまして、食品ロス削減推進計画の策定に取り組みます。

計画策定の背景です。食品ロスとは、本来食べられるものにもかかわらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。この食品ロスの問題については、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても言及され、「2030年までに小売消費レベルにおける世界全体一人あたりの食料廃棄を半減」が目標設定されるなど、その削減は国際的にも重要な課題となっております。これを踏まえ、国を挙げて食品ロス削減に取り組むため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、いわゆる「食ロス法」が令和元年10月に施行されたところです。さらに、食ロス法に基づき、東京都が令和3年3月に食品ロス削減推進計画を策定したことから、区には、食ロス法に基づき、国の基本計画や東京都の計画を踏まえて、食品ロスの削減推進計画を策定する努力義務が課せられているという背景でございます。

計画策定の目的としましては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、千代田区内の食品ロスの現状を把握し、区と区民、関係団体、事業者等が連携を取りながら、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としまして、千代田区食品ロス削減推進計画を策定するものであります。

位置づけですが、こちらにもございますように2点、国による基本計画ですとか食ロスの基本方針を踏まえるとともに、各種関係法令と通知等の内容と整合性のある計画であるのはもちろんのこと、「千代田区一般廃棄物処理計画」、「ゼロカーボン千代田宣言」及び「千代田区地球温暖化対策地域推進計画」など、千代田区における既往の関連施策との整合性もある計画といたします。

計画の骨子でございますが、こちらにございます6点。食品ロスの現状、食品ロスの削減目標、削減目標達成のための基本方針、削減目標達成のための施策、計画の推進体制、そして計画の進捗管理手法、こちらの6点を骨子としてまとめ上げます。

計画策定における主な調査・検討事項は、こちらにあります6点。まずは食品ロスの実態把握に努めます。事業系のごみの組成調査、家庭系ごみにおける組成調査を実施して、把握に努めます。食品ロス発生量の推計及び調査手法の検討をします。併せて、区民・事業者の意識調査。食品ロスの削減目標、削減目標達成のための基本方針及び施策について、検討してまいります。計画の推進体制及び進捗管理手法についても、検討するものでございます。

検討体制としましては2点。庁内関係部署における検討会を設置します。庁内横断的な検討を必要とするため、庁内検討会を設置するものです。併せて、庁内だけの検討にとどまらず、併せて学識経験者等からの意見聴取を踏まえた検討をさせていただきます。既に設置されております「地球温暖化対策推進懇談会」、「一般廃棄物減量等推進審議会」、「みらいくる会議」等をはじめ、新たに、仮称なんですけども、「アドバイザー会議」というものを設置します。こちらは食品ロス削減に大変造詣の深い有識者から意見を聞いて、計画の検討をするというものでございます。

策定のスケジュールですが、本年9月までに、先ほどの食品ロスの実態調査を済ませ、区民、事業者等の意識調査を済ませ、計画の素案をまとめたいと考えております。この計画素案に沿いまして、年内には計画案を作成し、議会にも報告させていただきながら、年明けにはパブリックコメント、年度末までには計画の策定をというスケジュールでございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。

説明を頂きました。質疑を受けます。

○林委員 計画策定に当たって、一つがコンサルに多分委託されると思うんですが、金額と、どういう会社なのかということ。

もう一つが、基本構想とこの計画というのは、何らかの関連性があるものなのか、全く別なのか、第四次基本構想ね、千代田区の。

まず、2点について確認させてください。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘のとおり、今回の計画策定に当たりましては予算を頂いております、コンサルタントに計画、そのお手伝いをさせていただき予定でございまして、既にコンサル会社が決まっております。区内にある環境ビジョンという会社でございまして、ちょっと金額は、ちょっとすみません、ちょっと手元に資料がないんですが、予算が700万で、たしか、ざっくりなんですけど、500万前後での金額であったかと思われる。

新基本構想については関連がございまして、予算概要のほうでもご説明させていただいておりますけども、新たに、こちらのごみ減量ですとか、そういったところ、今まで努めていた3Rだけではなくて、新たにリペアですとかリフューズとかを加えて、5Rという形で、環境について進めさせていただく一つの中に、こちらの食品ロス。この食品ロス削減は、これまで清掃事務所が取り扱ってきたごみ減量という視点だけではなくて、脱炭素と地球温暖化、そういったところも踏まえた計画づくり、先ほどご説明させていただきましたが、ゼロカーボン千代田宣言ですとか、千代田区地球温暖化対策地域推進計画などとの整合性を図って計画をつくってまいります。

以上です。

○林委員 基本計画、第4次基本計画との関連性があるって、これは、じゃあ、いわゆる分野別計画というのに当たるのか否かです。基本構想の下の実効的な計画に当たるのか。ただつくるだけなのかというのが一つと、そもそも、この計画を努力義務で法定計画でないわけですよね。都でも計画があると。千代田が独自につくる計画によって何を、何年後までに何を期待するためにつくるのか、お答えください。

○柳千代田清掃事務所長 先ほどご説明させていただきましたように、こちらの資料にもございますように、今回の計画の骨子ですとか、主な調査・検討事項としましては、その削減目標と、そういうことで掲げてございまして、そこについては、何年までに、どの程度の削減をするのかというようなところの計画づくりという形になります。

○印出井環境まちづくり部長 委員長、補足で。環境まちづくり部長です。

○嶋崎委員長 はい、部長。

○印出井環境まちづくり部長 基本構想に基づく部門別計画の一つということでございま

す。

○嶋崎委員長 はい。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 基本構想に基づく分野別計画と、位置づけとしてはしっかりしたので、実効性のある、明確な目標をつくると。で、コンサルにお任せして、現状も分からないわけですよ。食品ロスがどれぐらい起こっているのかって、千代田区内で。これで削減目標というのは、実態が分からないのに、ターゲティングを絞れるという、どうしてそこまで持っていけるのかというのが、ちょっと理解できないんですよ。コンサルに全部お任せして、きつ立派な計画は出てくるんでしょうけれども、年次と削減トン数だけ計画には入れたと。ただ、実効性が全くない。計画つくって終わりという形にならないのかなというのが、非常に違和感と不安があるんですけども、この短期間のうちに、現状把握と削減年次と削減目標ができる根拠というのは何なんですかね。

○柳千代田清掃事務所長 大変ご心配いただきまして、ありがとうございます。

まさに今、現時点で、ごみの全体量は分かっているわけなんですけど、その中に食品ロスがどの程度占めるのかというのは、今まで組成調査の中でも詳しく分析しておりませんでしたので、今回、このコンサル経費の中にも、組成調査の中に食品ロスの実態把握というのもさせていただく、もう既に今週、組成調査を済ませていただいたところなんですけど、そういったところを踏まえた上でないと、目標というものをつくれませんので、現状をまず把握してから目標を定めたいと。もちろんそれは、先ほどご説明しましたように、国ですとか東京都の計画というのに沿うような形で定めさせていただきますので、恐らくは2030を視野に入れた削減目標をつくり上げていくのではないかとというふうに、現時点では考えておるところでございます。

○林委員 ここで中身のやり取りというよりも、要は実効性なわけなんです。国が掲げて、ごみの総量をやって、現状分析があるので、食品ロスを何%減らそうとか、あるいは広域自治体の東京都がというのはよく分かるんですけども、千代田区が、これが区民の食品ロス、これがどれぐらいあって削減、これだったら、我々のほうも協力をできるのかもしれないけれども、千代田区の南半球のところをはじめとして、在住・在勤というのかな、要は昼間人口の人たち、ここに対して、区が計画をつくったからといって、実効性のあるものになるのかどうか。だからターゲティングを、先ほど聞いたとおりで、千代田区民の食品ロスを削減目標にする計画なのか、あるいは、もう全体の、千代田区、区域全般を削減目標にするんだとしたら、ちょっと部を超えた計画になって、つくっただけで終わる形にならないのかなという。それをコンサルの方が500万かけてつくっていただくというのは、ありがたいけれども、実効性があまりないんだとしたら、非常に区民に対しても申し訳ないし、つくる職員の方も、労力だけ非常にかかるので、どこを位置づけているのか、ターゲティングを確認しているんです。

○柳千代田清掃事務所長 ターゲティングといいますと、区民だけではなくて、区内で在勤・在住の方、お勤めの方も含めてということで、ターゲットとしましては、区内におけるごみの大方9割は事業系のごみでございます。その事業系のごみ、先ほど、資料の裏面にありますように、主な調査・検討事項としましては、食品ロスの実態把握という意味で、

二つ柱を立てておまして、一つは事業系におけるごみ、食品ロスの組成調査でございます。これは、ごみは実際総量としては分かっておりますけど、そのヒントとなりますのは、区内における1,000平米以上の事業者に対しましては、毎年、清掃事務所に対して、法に基づきまして再利用計画書というものを出させており、義務として出させております。その中身といいますのは、どういったごみの減量に努めていくのか、実績、または計画を含めた形での再利用計画書を出させて、私どもでチェックし、定期的に、そういった事業所に立入りというような検査もさせていただきながら、これまでも進めてきました。そういったデータの中には、厨芥ごみという位置づけがあるんですが、そこは、その中に食品ロスというものがあるであろうということ、仮定の下に、幾つかサンプル的に、事業者さんの意識調査なり実態調査をさせていただきながら、ある程度、これは推測にすぎませんけども、この程度の事業系の食品ロスがあるのではないかとといったところを踏まえた上で、計画づくり、またはそういった再利用計画書といったところで、各事業者さんと清掃事務所ではお付き合いがありますので、毎年のそういった計画書の提出、または立入検査、そういった場において、食品ロスの削減に努めるような啓発というのも、一つの手かなというふうに考えておるところでございます。

○林委員 ずっと言っている。区民が対象でしたら、緩やかに増加傾向にありますけれども、6万、7万人の区民なわけです。で、どこまでの領域設定かと聞いたら、コロナがあって、観光客がない状態なわけですよ、今。これが、国の施策で爆発的に観光客を東京都にも呼んでこようと言っているときに、観光客、千代田も当然お金を落としたり、食事してもらったりしなくちゃいけないので、時期が、今調査するのは悪過ぎやしませんかねというのはあるんですけど、そこは内部で検討されたんでしょうかね。というのは、コロナ前の時期の数値、食品ロスだとすると、そのレベルまで戻して、さらに食品ロスをなくしていくというのでいいんですけど、今、観光客はほとんどいない状態とか、緩やかに解消、景気が回復している、このベクトルの状況のところでは調査をかけても、実態とかなりかけ離れた現状分析になってしまう懸念はないのかというのは、コンサルの方とか、庁内の方で心配はされなかったのか。それとも、今の時期で、それこそ安心してくだいなのか。

○柳千代田清掃事務所長 ご懸念は、私ども清掃事務所内におきましても、この食ロス計画の策定だけではなく、同時期に、予算要求で予算を計上させていただいておりますが、一般廃棄物処理計画を2か年かけて策定をするんですが、時期的に、今ご指摘のとおり、コロナという実態を踏まえますと、ごみに、はい、ごみの出し方に変容を来たしております。家に籠もったり、またはテレワークとか、出勤しなくてもいいというような、また、来街者も少なくなったということで、事業系のごみが減ってきているという実情がありますし、一方で家庭系のごみが増えた、粗大ごみが増えているという実情はあります。これは今、現時点の実情でありまして、計画、この食品ロスもそうなんですが、現状の実態を踏まえて計画の進捗を図っていく意味では、毎年、組成調査をやりながら、分析をしながらやっていくというふうに考えておるところでございます。

○林委員 えーと。おかしい。

いや、現状を把握してと、まあ、心配ないという話だったんですが、これから徐々に、要は食品ロスの数値は増えていくわけなんですよ。緩やかな回復基調にあって、清掃事

務所の方も心配されているとおりで、始めるスタート地点が悪過ぎやしませんかという懸念に対して、要は1年遅らせていけば、ある程度回復基調にあったデータも、コロナ前の水準に近づいているから、ほぼ日本国の首都の観光実態と合う形のゼロができるので、基準点のゼロが、今だと、ちょっと時期ずれしないですかと。それはコンサルの方は安心してくれと言っているのか、それとも、お金さえ入ればいいわけだから、やっちゃっているだけなのかという、本当にその懸念だけなんですよ。で、言わんとするのは、計画をつくったはいいけれども、実態とあまりにもゼロがかけ離れ、ゼロベースがかけ離れているがゆえに、意味のない計画になってしまって、残念でしたと。5年後には全く忘れられているというんだったら、せっかく努力するものの、計画をつくっても、無駄な分野計画にならないような形にされる懸念はないのかどうかというのを答えてもらいたい。

○印出井環境まちづくり部長 林委員からのご懸念、ごもっともだと思います。食品ロス削減計画の策定については、これまでも議会のほうからも、一般廃棄物の計画とは別に策定をというお声を頂いて、そのタイミングが、この段階でということはあるのかなというふうに思っています。その辺については、しっかりコロナ前後の動向も踏まえた、補正等の手法も含めて検討していきたいというふうに思っています。ただ、現状としては、かなり戻りつつあるのかなと。これからと。

それからもう一つは、食品ロスは、実は、もちろん全体としては多いんだけど、減ってございます。先ほど所長が申し上げたように、大手の企業や中堅企業とか、そういう企業の特性を踏まえて食ロスの割合を把握するという事などを通して、どういったところをターゲットに、どのような支援をしたりというふうなことは考えていきたいと思えます。あわせて、当然ながら家庭における食ロス対策についても、しっかり調査をして検討してまいります。ご懸念の部分がないような形で、しっかり調査をしてまいりますので、ご理解を賜ればと思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

ほかにいいですか。

○はやお委員 まず、ちょっと確認したいのが、この目的に書いてあります「食品ロスの削減の推進に関する法律」とあるんですが、ここはどこの省庁がまとめた法律なのか、ちょっと確認したいんですけど。

○柳千代田清掃事務所長 こちらは環境省です。

○はやお委員 環……

○柳千代田清掃事務所長 あ。

○はやお委員 消費者庁じゃないの。

○柳千代田清掃事務所長 あ、消費者庁です。すみません、ちょっと。

○はやお委員 はい。すみません。じゃあ、はい。分かったことを聞くと言われるのかもしれないけど、（発言する者あり）これは確認しないと……

○嶋崎委員長 まだ。まだ、最初に。

○はやお委員 あ、ごめんなさい、委員長。

○嶋崎委員長 はやお委員。

○はやお委員 消費者庁なんですよ。つまり何かというと、さっき、ごみ削減のところからの発想から食品ロスの話の説明があった。そこに何が問題を感じるかというと、やっ

ぱり量というのはエビデンスのアウトプットのところなんですよ。でも、本当に食品ロスというのは何をやるかといったら、地域振興であつたりとかで消費者庁がやっているということはそこなんですよ。そことやっぱりリンクしていくということからしたときに、本当に清掃の事務所がやっていいのかということなんですよ。そこは逆に全庁的な検討のところなんで、これ以上執行権に関わることだから言うつもりはないんですけども、ちょっとピントが外れているんじゃないかと言いたいわけ。そういうところの中で、逆にもっとやっていくんだつたらば、子どもたちの実効性といつたら教育にもなってくるわけです。どういうふうによつたら食品のものをといつたときに、これを最初つからアウトプットの量からいくということについてはね、結果論ですから、でも大切ですよ、計量的に目標をつくるのは大切です。けども、やっぱり何かといつたら、上流のところをどうやって整理するかというのが一番大切だと思つて、ここのところをどういうふうを考えるかが、やっぱり話がずれるところの大きな論点なんですよ。だから、そこをもうちょっと明快にお答えいただきたいと思つます。

○柳千代田清掃事務所長 ご指摘のとおり、私もこれは清掃事務所だけでやれるものではないと思つております。同じ部内である環境政策とかゼロカーボン担当課長も含めて、全庁横断的に検討組織をつくつていこうということで、今もご指摘のように地域振興部または子ども部、保健福祉部、全ての部にまたがってくるものというふう認識しておりますので、そういった中で検討体制をつくり上げていこうということで、庁内でも一定の検討をさせていただき、ある程度のご理解を頂いて、その食品ロス削減推進計画だけでなく、施策の推進、計画の策定のための検討体制というものをつくらせていただいております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは終了します。

次に、（４）事業系有料ごみ処理券の料金改定の周知について、説明を受けます。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、事業系有料ごみ処理券の料金改定の周知につきまして、環境まちづくり部資料の6に基づきましてご報告いたします。

事業系有料ごみ処理券の料金改定につきましては、昨年、令和4年第4回定例区議会におきまして、ご審議、ご議決を頂きました条例に基づきまして、本年の10月1日より施行させていただくものでございます。

この資料6につきましては、事業系有料ごみ処理券の料金改定について、周知を図るポスター、チラシの図柄でございます。こちらは明日7月1日から、こちらのごみ処理券の販売取扱店である区内の公募店ですとかコンビニエンスストアにおいて掲示、配布され、周知が図られるものでございますので、本日ご報告をさせていただくものでございます。

なお、このごみ処理券につきましては、料金も含めて23区共通でございますので、23区内の販売取扱店においても同様にポスター、チラシが、明日の7月1日から掲示、配布、周知されるものでございます。

ごみ処理券の会計の――失礼しました、こちらの資料の内容としましては、記載のとおり、事業系有料ごみ処理券のご使用の皆様にとつて、本年10月1日から事業系有

料ごみ処理券の料金を改定しますということでございまして、資料の下段のほうに、券種別に現行料金と新料金をお示しさせていただいております。そして、新料金である新しい有料ごみ処理券につきましては、この施行日である10月1日から各販売取扱所で販売されますことと、現行の古い旧処理券につきましては、経過措置として、本年の10月31日まで、1か月間ですけれども、施行後1か月間ですけれども、使用することができるというご案内になります。

これまでの周知としましては、料金改定につきましては、既にホームページ、また広報千代田の3月20日号で掲載するとともに、今年の1月、2月に全戸配布させていただきました清掃事務所の「資源とごみの分け方・出し方」という冊子がございます。そちらにも掲載し、周知を図っておるところでございます。

引き続き、今後も時期を見て広報9月20日号、10月20日号にもご案内するとともに、SNSの活用や区内の掲示板、あと、ごみの集積所においても同様のご案内をさせていただこうと考えております。また、清掃車においてもボディの横にこの内容について掲示をさせて、区内を走らせていただこうかなと思っております。

あと、地域に対しましては、今月、連合町会長会議がありますので、そちらでのご説明を皮切りに各連合町会、婦人会、婦人部長会にもご説明するとともに、麴町、神田の清掃協力会の場を通じまして、説明、ご周知を図りたいと思っております。

今回の改定は、前回は平成29年10月1日ということで、6年ぶりの改定でございますので、より丁寧に、今後とも広く分かりやすく丁寧に周知に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けます。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 すみません、これ、僕、前聞いたですかね、聞いていなかったらごめんなさい。10月31日まで経過措置があるんですけども、それでも残っちゃった場合というのは払戻しなんかはできなかったんでしたっけ。

○柳千代田清掃事務所長 旧券につきましては払戻しができます。または差額とともに新券と交換することもできます。また、それについてまた詳しくご案内をさせていただければと思っております。

○嶋崎委員長 いいですか。はい。

ほか、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、有料ごみ処理券の質疑を終えて、案件を終了いたします。

戻らせていただきます。（1）番、千代田区さくら基金クラウドファンディングについて、ご説明を頂きたいと思います。

○神原道路公園課長 昨年より3か年を目途に実施している、2年目になります、千代田区さくら基金クラウドファンディングについて、報告させていただきます。環境まちづくり部資料3をご覧ください。

初めに、1の経緯でございます。区では、樹齢およそ70年となる区の花さくらを守るための財源として、千代田区さくら基金を設けております。これまで維持管理にかかる費

用を捻出するため基金への募金活動を実施してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響によるさくらまつりの中止など、募金活動もできない状況にありました。このため、昨年よりクラウドファンディングを活用し、実施しているものでございます。

2の結果でございます。募集期間は3月12日から5月9日までの59日間で、465名と多くの方々からご支援を頂きました。本年の支援金額は1,393万9,000円、目標額の1,000万円を大きく上回ることができました。ご支援を頂いた方には、資料の下の部分になりますが、記載の支援のメニューからご希望されるものを選択していただいているところでございます。

資料の裏面をご覧ください。3の分析です。募集期間中の日別の支援額の推移となっております。募集期間当初やメディアによる報道に効果が見られております。また、クラウドファンディングサイトのトップページ掲載についても効果があったことが分かります。

資料中段右側の支援者の居住地割合をご覧ください。支援者全体の割合を見ると、東京都在住が約7割を占めておりまして、千代田区内にお住まいの方が全体の3分の1と非常に多いことが分かっております。

4の今後のスケジュールです。現在、各支援品の発注などの作業を進めております。順次納品・発注を行うとともに、体験ツアーについても開催してまいります。

また、クラウドファンディングの取組について、来年もより多くの方々にご賛同いただけるよう検討を進めてまいります。

説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。質疑を受けます。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、このさくら基金のクラウドファンディングについては終了いたします。

次へ行きます。（2）公園・児童遊園等整備方針の改定について、執行機関から説明を求めます。

○神原道路公園課長 公園・児童遊園等整備方針の改定について、報告させていただきます。環境まちづくり部資料4をご覧ください。

1の区内の公園・児童遊園等についてです。これまで平成19年5月に策定の「整備方針」に基づき、「魅力の再構築」「基本的機能の強化」「子育て支援機能の強化」「地域住民等との協働による維持管理」の四つの方針を掲げ、公園整備に取り組んでまいりました。

一方で、整備方針策定後、16年が経過し、区の人口もおおよそ1.5倍、ファミリー世帯の増加、子どもの遊び場の需要も高まっております。特に公園が保育園の代替園庭として活用されるなど、利用の実態も変化が見られます。これらの課題に対応する具体的な取組を進めていくため、整備方針の改定を行ってまいります。

次に、2の検討体制等についてです。改定の検討に当たっては、昨年度に実施した利用実態調査や区民等を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、有識者による検討会を設置してまいります。

また、パブリックコメントを実施し、区民や多様な意見を踏まえ、改定に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、3のスケジュールです。本年7月下旬に改定に関する検討会を設置し、令和6年3月を目途に改定に向けた整備方針の骨子を策定してまいります。また、区民等からのご意見を頂くための、失礼、パブリックコメントも実施してまいります。来年9月に整備方針を改定してまいりたいと考えております。

資料の2ページをご覧ください。4の令和4年度の取組について、ご紹介をさせていただきます。

初めに、昨年10月に実施した利用実態調査の結果です。公園・児童遊園・広場の出入口付近に調査員を配置し、目視によるカウント調査を行いました。グラフの左側が公園、右側が児童遊園、折れ線グラフのグレーの線が平日、オレンジ色の線が休日になってございます。公園・児童遊園共に平日は9時と17時の通勤・通学や帰宅の時間帯、12時のランチタイムの時間帯に利用が多い結果となりました。また、休日の公園は12時から15時までの利用が多く、ピークの15時で区内の22か所の公園で3,640人となりました。一方、休日の児童遊園はピークの13時、885人となっており、公園と比べ、利用が少ない状況で推移していることが分かりました。

次に、区民、小学校・幼稚園の保護者、小中学校・幼稚園・保育園の職員を対象にしたアンケート調査についてでございます。区民等の利用頻度でございます。横棒グラフの一番上が全体、その下はそれぞれのアンケート対象者別の内訳となっております。「週に数回程度」と答えた方は全体で約5割を超えており、特に幼稚園の保護者の方の利用が多く、一方で「利用しない」と答えた方は全体で2割未満となっておりますが、幼稚園の保護者、こちら4.1%と少ない結果になってございます。

次に、小中学校の利用頻度です。3ページになります。横棒グラフの一番上が全体、その下は公立及び私立の小学校の低学年・高学年、公立中学校、それぞれの対象別内訳となっております。「週に数回程度」の回答は2割を超えております。特に公立小学校・低学年の利用が多く、一方で「利用しない」の回答は全体で4割を超える結果となりましたが、これは回答者数が多い私立中学校の影響が出ているものと考えられます。

次に、区民等の利用目的です。「子どもと遊ぶため」が7割を超え最も多く、「運動」、「散歩」、「休憩」、「ピクニック・軽食」の順になっております。

お手数ですが、4ページをご覧ください。小学生の利用目的になります。「あそび」が7割を超え最も多く、「運動」「ともだちとのお話し」が約3割となっております。

資料の下段は中学生の利用目的です。「あそび」が約2割と最も多く、「ともだちとのお話し」、「運動」、「さんぽ」が1割を超えていました。

お手数ですが、次に5ページをご覧ください。区民等の満足度です。「公園等の広さ」や「身近な公園等の数」など6項目について調査しています。「身近な公園等の数」と「遊具の充実度」は満足度が低く、「不満足」と答えた方が約5割となっております。一方で、「トイレ・水飲みなどの充実度」と「照明や園内サインの充実度」は、「不満足」に比べ「満足」の回答が約3割と多くなってございました。

資料の6ページをご覧ください。小学生の満足度でございます。「遊具の種類」や「遊具の数」について、「すくない」の回答が約5割となっており、多様な遊具が求められていることが分かります。また、中学生の満足度を見ると、小学生と比べ、「遊具の数と種類」に「不満足」の回答は少なく、「トイレ・水飲みなどの種類」の「不満足」の回答が

多いことが分かりました。

最後になります。公園等のルール・マナーの守られ方についてです。区民等及び中学生共に「良い」の回答が3割となっており、「悪い」に比べ多いことが分かりました。

以上が、簡単ではございますが、利用実態調査、アンケート概要となります。このような調査結果を踏まえまして整備方針の改定に向けた検討を進めてまいります。

私からの説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。質疑を受けます。

○林委員 これ簡単な、極めて簡単な一般的なのなんですけれども、クロスというのかな、地域別ですとか公園別に集計した結果というのはあるんですか。

○神原道路公園課長 集計はしてはいるんですけれども、まだその取りまとめのところまで進んでいないところがございます。お示しできる段階で提供させていただきたいというふうに思っております。

○林委員 多分それがないと前提条件がないんですね。別に渋谷区のマネをしろと言っているわけでもないんですけれども、何をしたいのかというのが分からない方針になってしまうんですよ。その前に、さっき食品ロスのは計画になったと言うんですけれども、環境まちづくり部の中で計画と、これは方針ですよ、改定の。この位置づけというのはどういう、どれぐらい差別があるんですか、区別というか。

○神原道路公園課長 これも分野別計画になってございまして、体系といたしましては、都市マスタープラン等の下位計画といいますか、にひもづくような計画になってございます。

○林委員 私、英語できないんですけど、マスタープランのプランというのは計画だというぐらいは分かっている、方針とは全く違いますよね、英語の。要は分野別計画に当たるという表記というのは、どこを読み取るとできるんでしょうかね。で、加えて言うと、方針というのはあくまでも方向性だけなんですよね。基本構想が分かりやすく、いい千代田区にしますって、これは方向性なんです。けど、計画というのは何年何月までにちゃんと子ども用の公園を造りますよとか、ここだったら。滑り台を幾つ造りますよとか、これは計画になってきて、実効性のあるものなんです。ぼやんとした方向性しかなくなっちゃったから、第3次基本構想まではしっかりとした計画があったけれども、それなくなっちゃったわけで、それを補填するための分野別計画をつくりましておっしゃっているわけですよ。これがその分野別計画に当たるような表現方法、どこを読み取ればなるのか、お答えいただきたいんです。

○神原道路公園課長 すみません、資料の作り込みの中では読み取りづらい部分とございますか、見えてこない部分でございますが、19年に策定しました整備方針の中で、都市マスタープランや緑の基本計画と整合を図りながら方針を策定しているというような経緯がございます。

○林委員 平成19年のときというのは何が当時課題だったかという、公園でたばこを吸っちゃっていたんですよ、みんな、喫煙所をなくしちゃって。たばこを何とかなくさなくちゃいけないって、で、方針をつくっていただいたんですよ。その時点では方針でよかったんですよ。灰皿を公園からなくそうねと。子どもとか、それこそわんちゃんが遊ぶところからずらしたほうがいいよねと、方向性だけでよかったんですよ。ところが、時代

が変わってきて、書いてあるとおり、保育所の代替園庭で本来整備しなくちゃいけない園庭がない、遊び場がない状態で保育をせざるを得ないような状況が、子育て環境ができています。もう一方で、うまく使われていない公園もたくさんあるよねと。渋谷区のほうは、これじゃあいけないねといって分類しようと計画をつくったわけですよ。僕も本会議で何度か同じことを、昨日、おとといも聞いたんだけど、計画をつくるつもりないと、子ども部長が言い切るんですよ、方針はつくるけれどもって。ただ、今の課長のだと計画なんだと。どっちが本当なんだという話なんですよ。僕も計画をつくらない限り、遊具が足りないねって、どこの公園の遊具なんですかというのが大事だと思うんですよ。ちっちゃい子が遊ぶ公園にでかい滑り台造ったって誰も使えないわけなんですよ。親と一緒に滑るわけにいかないんで、ちっちゃな滑り台が要るわけですよ。この分類をメッシュをかけて、どこのところかというのを確認した上で、データでせっきく調査を受けたんだから、その上で計画というものをつくらないと、ぼわんとして、子どもが遊べる公園をしましよ、造りましようという方針つくったって、意味のないものになってしまいませんかというのをずっと確認してきているんですね。で、道路公園課長が替わられて、分野別計画になりますとおっしゃっているんで、それ、本当になるんですか、これ方針から。

○印出井環境まちづくり部長 計画というものの定義にもよるんだと思うんですけども、やっぱり計画を少し分割してやると、ビジョン的なものと具体的な実行計画、例えば公園でしたら、どういう公園をどういう形で整備していくというような形に分かれるものもあるかなというふうに思っています。現実には、こういった方針をつくった後に、いわゆる箇所づきの作業もしていくんだらうなというふうに思っています。今回の方針の中では、一定程度、現行の公園や児童遊園や広場について、それぞれのカルテ的な分析をしながら、そこから先、どういう優先順位をつけていくかということころまでは、ちょっと検討に入れるかどうか、今後の議会からのご指摘も踏まえて、方針をさらに計画に近いものにしていくのかどうかというのは、まさに今後の議論の、検討会や議会で頂く議論によって深まっていくのではないかなと思います。これは非常に子ども部で言うところの子どもの遊び場の事業も含めた全体の話と、我々は、基本的には公園・児童遊園・広場等の整備計画、それに合わせて使い方も提案していこうよというところがあるので、重なる部分もあるんですけども、異なる部分もあるということで、ただ、当然、公園の中の重要な機能として子どもの遊び場機能というのがありますから、しっかりと連携を取って進めていきたいというふうに思っております。

○林委員 一つが、計画に、僕はしたほうが良いと思っています。計画にしないと実効性がないから、毎年度の予算づけできないから。で、利用実態調査をかけた、アンケートはね。私も答えましたよ、保護者の一人として、で、子どもにも書いてもらいました。ただ、さっきの議案審査のときもあったように、公園にたばこを吸ってしまって困っているねと、平成19年に改定したときは、冬場やったり、何度もやり直しさせて、日中やってもらったり、あったかいときやってもらったりと、実態調査というのを、数値をかけたんですよ。その上で方針改定したわけなんですよ。今回、公園の、まあ、飯田橋のところは一切やっていなかったというんですけども、その実態調査をしないで整備方針を固めていくんですかね。

いや、比較しちゃういけないのか、渋谷区はここに小さな就学前の子どもが何人ぐらい来

ていたと、ここは小学生が何人ぐらい来ていたと、ここは高齢者がたくさん来ていたと、ラジオ体操もやっていたと分類をかけて、その方たちが最善の、このエリアだったらラジオ体操が中心の公園だろうとか、ここは未就学児の保育園の子どもたちが最適の公園だからちっちゃい遊具を造らなくちゃいけないよねと、集中配備ですよ、分類をかけて。ここは小学生が遊ぶからでっかい滑り台を造ってあげようよとか、ボール投げできるところ、中学生が多いところはやってあげようよと、実態調査をかけた上で計画をつくったわけなんです。それをしないで、分野別計画みたいな感じで方針つくるというのは、やっぱり、あんまりスマートじゃない、英語を使わないほうがいいんだったら、あんまり知的な、生産性があんまりないんじゃないのかなと。もっと実態を踏まえた上で区民の方、これからも子どもの数減らないわけですよ、推計かけていくと。就学前の子どもは減らないわけですよ。保育所は若干減っていった学童のほうに移行するかもしれないけど、遊ぶ子どもは減らない、人口推計によると。ここもしっかりエリア別にメッシュで考えながら、利用実態もかけて、その上で有識者の会議をかけていかないと、全体として遊具がいっぱいあったほうがいいよね、じゃ、何歳が使う遊具なの。今も市ヶ谷の公園にはでかい子のブランコと小学生が乗れるブランコがあるでしょう。ああいうのを園児たちは、でかい子乗れるブランコは使えないわけですよ。だったら保育園の子たちが使えるんだったら、小さい子が使える、未就学児が使えるブランコ4個あったほうがいいわけですよ。そんなところをしっかりと実態把握した上で有識者に聞いていかないと、方針とか計画っていいものつくれないんじゃないんですかって、再三聞いているんですけど、残念ながらその気はないんですかね。いや、渋谷区を本当にまねしろと言っているんじゃないなくて、まねしてもらいたいぐらいですけど、何なんだろうなと思って、このすれは、千代田区と渋谷区の。

○神原道路公園課長 すみません、今日の資料の中ではお示しされてはいないんですけども、林委員おっしゃるとおりで、どこの具体的な公園の中でどういう使われ方がされているかというところは非常に重要だと思ってございます。調査の中では、利用者ヒアリングということで、各公園・児童遊園と広場に委託業者のほうを配置いたしましてヒアリング調査というものをやっております。すみません、本日はそれについて資料としてお示していないんですが、それとアンケート調査のほうでも利用される公園、どの公園がよく利用されるのかというのを取っておりますので、またクロス集計等も含めて、そこでしっかりと分析をしたものをお示しできるように、ちょっと努力していきたいと思っております。

○林委員 その利用実態調査のところ、一つが、要は利用者からの使っているというのは十二分にやっていたと、しっかり調査に近い形で、で、定点観測で、例えば東郷公園に調査の方がいて、かちゃかちゃかちゃかちゃ調べる、これも一つの調査ですけども、もう一つ大事な視点は、再三言っているように、保育所の方たちがどういうふうに使っているんですかという、要は使う側ですよ。代替園庭にしているのはここですと。だから整備を園庭に近い形でしなくちゃいけないんですよという、エビデンス、証拠、これというのは子ども部が調べるものなんですか、道路公園課が、連携するという言葉ばかり使われてもうまくいかないんで、計画つくるときに、どこが責任を持って保育所の代替園庭で、歳児も関わりますよね、0・1・2歳なのか、3・4・5歳なのかも違ってくる、使い方によって。こういったものを実態把握した上で有識者会議に入れるような準備を整えているのか。前さばきをしない限り議論なんか軽く言っちゃうわけで、子どもに優しい公

園にしようねと言えば反対する人いないんですよ。ただ、できてみたら全然大したことなかったね、せっかく方針も計画もつくったのと言われないようにしていただきたいんですよ。どこなんですかね、実態調査というのは。定点観測の公園のほうの視点からどんな方が使われているのかというのと利用の団体のほうから、改めてですよ、今後の推移も含めて保育所からやっていくのかというのは。個人の利用実態調査というのは十二分に分かりましたので、どこが責任を持って有識者会議に入る前までにその調査を数値化してできるのか、あるいはこの委員会で出していただくのか。そうしないと次の議論に入れない、一般論で終わってしまう。

○神原道路公園課長 委員会、検討会で使用する資料につきましては、責任を持って所管課の道路公園課のほうでやることになってございます。それに必要な、今、林委員からご指摘があったようなデータというものに関しては、我々は今、持ち合わせてございませんので、子ども部のほうとも確認を取りまして、必要なことは我々のほうでもまとめていくというようなことになるのかなというふうに思っております。

○林委員 で、もう一つが、千代田区だけで見ていると、東郷公園って半分、今使えないんですけど、大きな公園なわけですよ。神田公園も大きな公園になるけれども、比較でこう見ると、小学校のほうでやったんですけど、23区の平均面積は8,000平米あるけれども、千代田区のほうは4,000平米以下しか小学校はないと。比較ですと環境は劣悪だねってなってくると。千代田のだけ見て比較検討して、大規模なとか中規模な公園、東郷公園を例に取って、西神田公園でもいいですけども、大きいからこれだけだよねとやっても、23区のほかのところと比較すると、中小の小さい部類の公園に入ってしまうわけですよ。ここの比較というのは、子どもたちというのは体格もそんな変わらないわけですし、たまたま千代田にお住まいで、たまたま近所に小さい公園しかないからここに行くという形なんで、他区との比較とかというのは有識者の会議とか入る前には、できるデータを取りそろえられるものなんですかね。

○神原道路公園課長 すみません、今現在のところは、公園1人当たりの面積というところまでは調べているところでございますが、具体的にどれぐらいの大きさの公園がどこの区にあってというような、その細かい資料まではちょっとご用意はしていないような状況です。

○林委員 あと、併せて、人口ベースで推計で増えていくわけですよ、千代田区の。1人当たりの面積というのは子どもだけでも減っている。実際、さっきあったように児童遊園も削っちゃう形でなくなっていくと。で、人が増えていって、高齢者も増えていくわけですよ。これで、公園というのは健康寿命にも関わるというエビデンスが日本医師会のほうで出ていたりするわけなんで、やっぱり総面積で足りないよというのも、前提条件で有識者の会議で出してもらおうとか、狭過ぎますと、23区平均に比べて。だから5年前との比較よりも、よその近隣とか23区に比べて狭過ぎますとか、区立公園ですよ。こういった数値をしっかりと出さないと、いい分野別計画に、部長、本当になるのかどうか分からないけど、いい分野別計画にしてもらいたいと思うんで、方針レベルのものじゃなくて。ならなくなってしまうもったいないんですよ。平成19年のときは本当によかったと思いますよ、公園が喫煙所じゃなくなって、禁煙ゾーンというのが周知になって、できるだけ遊べるようになったと。ただ、もう時代は本当に違っちゃって、人もたくさん増えち

やった、増えてきた、ありがたいことですよね。よそのところはみんな減ってどうしようというところに増えてきている、悩ましい悩みですけれども、その悩ましい悩みにしっかりとマッチした形の有識者とか、ご意見を聞く会議とか、整備方針、分野別計画の骨子というのを固めて、その上でパブリックコメントに入るようにしないと。だから、僕はこのスケジュール感で、急いではもらいたいけれども、こんな急ピッチで渋谷区さんみたいにできるのかなど。渋谷区さん、もっと前さばき、たくさんしていたと思うんですよね。いきなり偉い人どんと連れてきて、どうだよりも、やっぱりボトムアップで、しっかり現場感覚を磨いて、聞き取り調査して、いつかの刹那的なイベントで非日常的なイベントじゃないんですよ、ウォークアブルというのも日常的にいいですけども、道路の。そうじゃない日常的なものをしっかり整備していくには、じっくり腰を据えて、数値を出して、比較もかけて、他自治体とも比較をかけて、その上で有識者なり、計画方針なり、コンサルに投げないと、誤った方針、誤った方向性になってしまう、これだけは避けてもらいたいんで、ちょっと前さばきの準備とスケジュール感について、これでコンクリートじゃないのかどうかも含めてお答えいただきたい。

○嶋崎委員長 はい。まとめてご答弁ください。はい、担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 まず、スケジュール感でございますけれども、2か年、5年度から6年度の9月下旬ということで、来年度にまた改めて検討させていただきたいというふうに思っております。その間、おっしゃるとおり現状の実態調査で不足しているもの、それから他の先進事例との比較、それらも含めて、しっかり内容的にもいいものになると、そういった計画を目指しつつ、併せて議会でのご議論も頂きながら、要は並行して実証的に、例えばインクルーシブ型の公園みたいなものを先行して整備していくとか、何かトライをしながら並行してやっていくということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

副委員長。

○春山副委員長 先ほどから林委員からもお話があるように、この本区としての公園の在り方のランドビジョンというか、区民の生活がどう豊かにする存在であるのかという像が全く見えてこない。それはこれから検討会で詰められてくるのかもしれないんですけども、区として区民たちにどういう空間提供していくかということをはっきりと打ち出してほしいと思います。それと、そういう意味では、子どもの遊び場が少ないから、じゃあ造りましょうという存在の本当に公園がいいのか。今の子どもたちは、もう少ししたら中高生になっていく、その子たちの場所をどう提供していくのかということをもうちょっと推測して、データベースからビジョンを描いていくということを考えてもらいたいなと思います。

それともう一つ、運用ですね、公園の運用。ハードを、パブリックコメントで皆さんの意見を聞きました、こんなものを造りました、使ってくださいという公園の在り方って、もう、すごく古いと思います。国交省でも去年から都市公園の柔軟な管理運営の在り方の検討委員会が開かれて、もういろんな事例が提示されていると思います。その中には、利用ルールを弾力化していく公園とか、地域のアイデアを地域の人とパートナーシップで造っていく公園と。もう造った後の運用の仕方を地域の人たち、どういうふうにそれをさら

に魅力的なものとして使っていくのかということが、いろんなところでも事例がある中、そういうことをちゃんと検討されて今回の整備に入られているのかお伺いしたいと思います。

渋谷区さんもそうですが、豊島区さんは、2014年、消滅可能性都市になったことで危機感を覚えて、庁内の中で女性たちを中心に子どもと女性にやさしいまちづくり課をつくり、そこで公園の在り方、本当に母親として公園を使っていくという人たちが、じゃあ、2番目、3番目の子を連れながら、どうしたら公園で一番よく遊ばせられるのかとか、おむつを替えるところをどうするのかとか、そういういろんなことを議論しながら公園の在り方を検討して、今、2022年は子育てしやすいまちランキング1番に、もう公園整備が本当に進んで、大型の公園から今は暮らしの中には小さな公園を、地域の人たちと活用方法を検討していくというような取組も始まっている中、この千代田区では公園整備の在り方を誰が公園を変えていく主体なのか。区民なのか、ここで遊んだり、生活したり、学びに来る人なのか、それとも行政なのか、行政は予算とウォッチングなのか、そこもちょっとクリアにさせていただきたいなと思いますし、地域の人たちが変えていける公園の在り方というのを検討すべき時代ではないかなというふうに思います。

2点目が、公園単体の、いろんなアンケートとかを見ても、公園、マルをされていて、この公園、どう思いますか。でも、やっぱり、人は自宅から、住宅地からそこに行って子どもたちが遊ぶわけで、その移動も含めた公園整備の在り方、環境整備の在り方というのをもう少しエリア、エリアできちんと分析して見てもらいたいと思います。それと、利用実態の調査、利用している人たち対象だけじゃなくて、そのエリアに住んでいる人たちが、どういうふうな公園があればいいのか。その数値に出てきていない人たちですね、そういう人たちへの配慮も考えて公園というのは整備していくべきじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。幾つか整理して。

担当課長。

○神原道路公園課長 まず最初に、子ども以外の、小学生以外のというようなお話もございましたが、公園でございますので、やはり子どもも幅広い年齢層もいますし、大人の方もいらっしゃいます。区民以外の働きに来ている方、学生の方もいらっしゃいますので、ターゲットを絞るというのはなかなか難しいところはあるんですけども、先ほど林委員からもお話があったように、その公園がどのような使われ方をされているのかというような実態を把握するということは大事だと思いますので、その辺を踏まえて検討を深めていきたいと思っております。

また、移動を含めてエリアで考えていくというのはそのとおりだと思しまして、区内の、特に児童遊園が、小さい児童遊園が多くて利用がされていないようなところもございますので、そのエリアの中で基幹となるような公園があって、それを補完するような形で、そういった児童遊園や広場というもののエリアで見たときの活用といったところも考えていく必要があるのかなと思っております。

あと、住んでいる人が参加できるということも当然大事だと思っております、やっぱりこれまで区のほうでも協議会をつくって公園整備というものには取り組んできてい

るところではございますが、ただ造って終わりではなくて、その後の運用、どうやってみんなで使っていくのか、それも多様な使い方ができる、限られた方が使うのではなくて、様々な方が寄り添い合いながら、いろいろな多目的な利用ができるというようなことが我々としては大事なのかなと思ってございますので、その辺についても検討してまいりたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この公園・児童遊園等整備方針の改定について終了いたします。

トイレ休憩します。

午後2時26分休憩

午後2時34分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

次に移ります。

（5）ウォークアブルなまちづくりの取組みについて、執行機関から説明を求めます。どうぞ。

○前田ウォークアブル推進担当課長 ウォークアブルなまちづくりの取組みにつきまして、ご報告をさせていただきます。環境まちづくり部資料7をご覧ください。

昨年6月に都市計画マスタープランの将来像「つながる都心」の実現に向けまして、人中心のまちづくり、地域特性を踏まえたまちづくりを展開するものとしましてウォークアブルまちづくりデザインを策定したところでございます。その具体の取組といたしまして、昨年度に引き続き、道路等におけるプレイスメイキング等の実証実験を実施させていただくものでございます。

改めましてプレイスメイキングでございますけれども、都市の中に単なるスペースだけではなくて、居心地のよい場所、楽しく過ごせる場所、プレイスをつくること、また、個人の精神的なよりどころとなる場所、住んでいる地域や関わりのある方々で自ら創出・再生することでございます。実証実験の実施により、自らが創出する活動を募り、「やりたいこと」を実現しながら地域の居心地をよくし、まちに関わる人たちの生活の質の向上、これを図るきっかけとしてまいりたいというふうに考えてございます。

項番の1、項番の2をご覧ください。公募期間でございますけれども、6月5日から7月31日の間ということで、現在募集をかけているところでございます。

採択数でございますが、モデル活動AとBの2種類を設定いたしまして、合計5件としてございます。昨年度は3件の募集をしているところから、拡充をして実施をしてございます。

項番3、支援内容でございます。先ほど、モデル活動A、モデル活動Bということでご案内させていただきましたが、モデル活動Aにつきましては、記載の（1）から（5）まで全ての支援を実施いたします。モデル活動Bにつきましては、（1）から（3）までの支援を行いまして、（4）の活動の効果測定、（5）の結果報告作成等につきましては、ご自身にて行っていただくというものでございます。

項番4でございますけれども、参考といたしまして、昨年度選定により採択がなされた活動3件を記載してございます。取組内容等、大変恐縮でございますが、ご確認を賜ればというふうに存じます。

今年度はウォーカブルなまちづくりの取組みといたしまして、地域主体の本実証実験のほかにも区主導での実証実験も別途行うことを考えてございます。改めまして、ウォーカブルなまちづくりを通じまして、人中心のまちづくりを展開し、生活の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、併せまして、重ねて恐縮でございます、委員の皆様のお近くに地域活動をやりたい、やってみたい、また、地域活動を行いたい気持ちはあるけれども、どう手順を取っていいかわからない等、様々お悩みの方、熟度はあるかもしれませんが、そうした方々がいらっしゃいましたら、大変恐縮でございますけれども、私どものほうに一報を頂きまして一緒に考えさせていただければと存じますので、ご紹介を頂ければというふうに存じます。

駆け足で恐縮でございますが、ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。説明を頂きました。質疑を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件を終了させていただきます。

次に、（6）地域まちづくりの動向について、執行機関からの説明を求めます。

○江原地域まちづくり課長 それでは、地域まちづくり動向について、ご説明をさせていただきます。環境まちづくり部資料8-1をご覧ください。こちらで区内全域のまちづくりの動向をお示しております。

図の見方でございますが、図中の青い丸ですとか楕円等でお示しているのが、地域で協議中や動きのある地区でございます。そのうちのアルファベットで記載しておりますのが、市街地再開発事業を伴う地区で、その中のうち、チェックのハッチをかけて記載しておりますのが、都市計画決定が終了して、現在、事業中の地区でございます。青の四角のチェックが事業中の鉄道事業でございます。また、緑の、ちょっと濃いめの緑色の破線でお示しておりますのが計画中・事業中の道路事業等で、全体黄色でハッチをかけているエリアが地区計画が策定されている区域でございます。地区計画につきましても、現在41地区で策定されているところでございます。

併せまして、大手町・丸の内・有楽町地域の中の青の実線で囲んだエリアにおきましては、現在、都市再生整備計画の策定を検討しております。この内容につきましても、後ほど補足でご説明をさせていただきます。

資料8-1の左に、地域ごとにまちづくりの取組状況のほうをまとめて記載してございます。早期に都市化の進んだ千代田区では、多くの建物で老朽化による機能更新ですとか耐震性向上などの課題を抱えながらも、個別での建て替えがままならないといった状況が多数見受けられます。建物の機能更新の際には、区民の方々、関係者の方々の豊かな生活の継続とともに、各個別に有する地域課題を解決していくということも重要でございます。現在、様々な地域で機能更新に併せて都市開発諸制度の活用ですとか共同化なども視野に入れたまちづくりの動きは活発化しているところでございます。このような動きを的確に捉えて、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進していくということが重要であるというふうに認識をしているところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、環境まちづくり部資料8-2をご覧ください。こちらに、資料8-1のほうで青丸のアルファベットで記載いたしました各地区の諸元一覧でございます。

AからOまでの15地区がございます。表面に10地区、裏面の5地区掲載をしております。この記載内容でございますが、左上の表の部分でございますが、地区名、都市計画手法等、区域面積とその内訳、計画概要、現在検討しております組織化の状況ですとか事業協力者等、スケジュール等を記載しているところでございます。

本日は、区内のどこでまちづくりの検討が行われているのかということをご報告をさせていただきました。今後、当委員会において、各地区の検討状況ですとか取組状況等につきまして適宜ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、個々個別の地区の状況等については、引き続き継続的によりしくお願いいたします。

ご説明は以上となります。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○小枝委員 これについては、いつも定期的に出されている資料だと思います。この6月議会が終わると、今度は9月、決算のほうになっていくわけなんですけど、二つありまして、一つは、この地図の中で公共施設が入っているところというのは、区そのものが所有者というんですか地権者になるわけなので、そこはちょっと色分けして出してもらえないかなというふうに思います。そして、進捗がどうなっているかということをご浮き彫りにしてもらいたいんですね。

それと、以前はこの諸元一覧の後に地区ごとの道の区切りまで分かるような資料が出ていたんですよ。それが軽量の資料になってきているので、やはりそれを見て、自分のところは、入りませんとって逆に早く進んだほかの事例もあるので、そこは情報公開として分かりやすくしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うので、その2点、今日の今日じゃなくてもいいのでご配慮をお願いいたします。

○嶋崎委員長 そんな難しい話じゃない。はい、どうぞ。

○江原地域まちづくり課長 すみません、小枝委員から2点頂きました。

まず1点目でございますが、地図の色の色分けというところで、区有施設が絡んでいるものについては判別できるようにしておいたほうがいいのではないかなというご指摘だったかと思っております。そちらのほうはそういった工夫をさせていただきたいと思ひまして、資料8-2のほうに区域内の区有施設という記載をしております。再開発が関連しているもので、再開発事業が絡むもので、かつ、区有施設があるものというのはこちらのほうで表で記載をしておりますので、地図上でも判別できるような形で工夫をさせていただきたいと思ひます。

もう一点ですね、それぞれの情報について諸元等が書いてございますけども、こちらのほうは各段階に応じて、ちょっと記載されている情報の量も変わってきておるところでございますが、少なくとも都市計画手続中・事業中の地区につきましては、もう全て公になっているところもございますので、その区域図等も含めて、きちっとご認識いただけるような形で工夫をしてみたいと思ひます。

以上、2点でございます。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はやお委員。

○はやお委員 関連なんですけれども、この表を作るに当たって、やっぱり当然、同意の地域の人、地権者というのが中心となると、あまりその状況に応じて強く言うことというのはなかなか議会のほうではできないんですが、一番関係するのは、先ほど公共施設のこともありますし、そこの平米数がどれだけの大きいものが、それが場合によっては床になりますから。それとあと、区道等々のあれも床になるのか広場になるのかということについて分かる資料にさせていただくとありがたい。なぜかということ、そこはやっぱり我々議会としてもかなり注視して議論しなくちゃいけないというところの一つの目安になります。できますでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 区道の廃道に関しては宅地化するのか広場に置き換えるのかというのが、決まっているところと決まっていないところもありますので、ちょっとそこから辺は書き方を工夫させていただきながら。

○はやお委員 そうですね。いいです、結構です、はい。

○加島まちづくり担当部長 はい、出していただけようになっています。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いずれにしても、これちょっと分かりやすさ、ことにしてよ。順次また、いろいろと当委員会でもご報告を受ける中で、一覧見てぱっと、ああ、なるほどねって分かるように、今、大分オーダーが出たから、ね、踏まえてお願いします。

○江原地域まちづくり課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。それでは、この地域まちづくりの動向については終了いたします。

次に、（7）都市再生整備計画の策定について、執行機関から説明を求めます。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項の7番、都市再生整備計画の策定についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、環境まちづくり部資料9をご覧ください。

まず、資料の1番、記載をいたしました背景についてご説明をいたします。区では、令和4年度にウォークアブルなまちづくりを推進するために、「千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン」を策定いたしました。また、大丸有地区で定められております、まちづくりガイドラインや地区計画には、官民連携のまちづくりの推進、また、にぎわいや回遊性のある都市づくりという点が目標として定められております。

こうした既存の計画が定められているという背景がある中、今回は一般社団法人の大手町・丸の内・有楽町地区のまちづくり協議会——大丸有協議会から本計画の策定の提案に向けた相談を現在受けているという状況です。

なお、本計画の対象地区として想定をされておりますのは、先ほど、報告事項の6番、地域まちづくりの動向についての資料の中でお示しをした地図の中、資料8-1の青い実線で囲まれた地域になっております。

なお、大丸有協議会は、この法律、都市再生特別措置法という法律に基づいて策定をするものになりますが、この規定に基づきまして、区市町村に大丸有協議会の場合、計画提案が行うことのできる都市再生推進法人という指定を受けている団体になっております。

続いて、資料の2番、そもそもこの計画について、どういう位置づけかという点につい

て、ご報告をいたします。

都市再生整備計画については、先ほども申しあげました都市再生特別措置法という法律に基づきまして、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を実施すべき区域を対象として、区市町村が定める計画になってございます。この計画の中には、まちづくりの目標を達成するための公共事業であったり、官民連携のまちづくりのために必要な事業を位置づけていくこととなります。

最後に、3番、この計画で現在予定をされている内容や期待をされる効果について、ご説明をいたします。

当初策定をする計画の中身としては、一例ですが、ウォークブルなまちづくりに向けた方針策定の検討であったり、社会実験の実施というものが計画に位置づけられる事業の候補に現在挙がっております。なお、この計画を策定いたしますと、ウォークブルなまちの創出に向けた事業をはじめとして、地域のにぎわいや回遊性のあるまちづくりの実現に資する民間事業者等の様々な取組を促進することが期待できます。その理由といたしましては、この計画に位置づけた事業を実施する民間事業者は、国から直接、補助金の交付を受けられることができるということを挙げるすることができます。今後この計画に位置づける事業、取組については、その都度、計画目標の実現に資するものなのかどうかという点につきまして、区が判断をして、必要に応じて計画策定後も見直しを図っていかうということを想定しております。

なお、区において、この計画の策定、今検討している状況ですが、初めての事例になるということもありまして、制度の概要と、あと計画の概要について簡単にご説明をさせていただきました。今後は引き続き大丸有協議会との協議を深めていきまして、計画内容の精査を行った上で、大まかなめどではございますが、8月頃を目標に今後、手続を行えるように考えております。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○小枝委員 このA4一枚の紙で何が分かるかといったら、さっぱり分からないんです。で、8月実施というふうに言われると、しかも国からの補助金交付団体になるということの、もう計画をつくっちゃうという、ここで決定されてしまうと、何が起きるのか全く分からないまま既成事実だけが進んでしまうんですけど、何かもう少し区民に分かる、議会に分かる説明がないといけないんじゃないですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今ご指摘を頂いた点についてですが、今現在、大丸有協議会からは、この計画提案を行ってもいいかどうかというような相談をあくまで受けている状況です。具体的に今後、計画内容を提示していただいて、こういう事業をひもづけた上で、目標はこういう形で、指標も定めて進めていくという説明を受ける段階に入ってくるかなというふうに考えております。そういった具体的な計画の中身、見えてきた段階で、また議会のほうに対しても詳しい説明を、今ご指摘いただいたとおりお示ししていければというふうに考えています。

○小枝委員 2番の米印のところには、令和5年4月現在、23区で8区が策定済という、区単位なんですよね、港、中央、渋谷、目黒、豊島、杉並、荒川、足立。で、千代田区は、この大丸有だけ取り出しでやるという、ちょっとその辺も意味が分からないので、機会が

あればもう少し丁寧にちゃんと説明していただきたいと。

○嶋崎委員長 あ、まあ、打合せのときもちょっといろいろとあったんだけど、いきなり大丸有の話が久しぶりに出てきて、今までは大丸有がつくり込みのときは、今、大丸有ってこんななっていますよとか、こんなことを考えていますよと、結構いろんな情報があったから、ああ、なるほど、そうなっているんだねというのがあったんですけど、久しぶりなんですよ、大丸有からの話って。だから、そこら辺の積み上げがあって、これになっていけば、あ、なるほど、そういう流れの中でここに来ているんだと分かるんだけども……

○小枝委員 唐突。

○嶋崎委員長 それがない中で来ているんだよねという話は、実は打合せのときしました。で、この確かに1枚だけだとなかなか分かりづらいんで、ちょっと、確かにこれ大丸有なんだけど、大丸有のこれまでのちょっと、大分、その温度差が我々とあるんで、まずはそこをちょっと1回整理してもらって、それでここに入っていったほうが、皆さんの共通認識になるし、新しい方もいるし、いいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。それでよければ、またそれをしつらえさせますんで。はい。じゃあ、そういうふうにしてください。

いずれにしても、事は進んでいるんだろうけれども、一方で、こういう意見も委員会の中であるわけだから丁寧に説明いただければありがたい。ご答弁ください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今、委員長から、また小枝委員からもご指摘いただいた点についてですが、大丸有に関して、昨今のまちづくりでいろいろな取組が検討されているというところ、確かにございますので、それについては、今後改めてご説明の機会を頂ければというふうに思っております、この計画の策定についても丁寧に、どういった内容を盛り込んでいくかというところについては検討を進めてまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 はやお委員。

○はやお委員 まだ、今分かる範囲なんですけど、やっぱり汚い話だけど、やっぱりお金の話になってくるとイメージが湧いてくるんですね。だから、大丸有の、この交付金による支援というのが大体どのぐらい考えられているのか。で、それがやっぱり事業規模になってくるし、それであと、一番心配していることは、またそれによって優秀な環境まちづくりの部隊の人たちがそれに割かれる作業というのは、で、先ほど言ったように、やっぱり一番プライオリティーとして大切なことは、やっぱり基礎的自治体として、私も何度も言っていることなんですけれども、まず一つというのは何かといたれば、人の命を守ることなんです。そこになってくると、福祉、そしてまた保健という事業をどうやって充実させるか。そして、あともう一つは人づくりなんです。つまり教育制度をどうやっていく、それを支える区長部局はその教育環境をどう整備するか。まちづくりは大切です。本当に大切、どういうまちになるかという、我々の環境ですから決してあれではないけど、そっちをプライオリティーから考えたときにマンパワーが足りるのかとあったところでね、これがどのぐらいになるのか。ちょっとそこをよく注視しながらやらなくちゃいけないんですけど、まずその交付金が大体どのぐらいに試算されているのかお答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今、交付金の件について、ご質問を頂きました。この交付金なんですけれども、あくまで計画に何を位置づけるかというところまでは区のほ

うで厳格に整理をさせていただくんですけれども、補助金については、その位置づけた事業を実施する主体に対して、国が直接、交付金を支払うという形になっております。補助金の交付率は2分の1と、50%というふうに聞いておりますが、国の予算の中でどれだけお金をかけるかというところについての上限は今のところ、区のほうまでは情報共有がされていないという状況です。

○はやお委員 何とかすると、はい、分かりました。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○岩佐委員 ゆっくり説明いただけるということで、これは、でも8月に策定を目指しているということで、もうあと1か月しかない中で、どのタイミングでどれぐらいやっていただけるのかということと、大丸有地域に関しては、この千代田の中でもウォーカブルなまちづくりというのは、かなり前からやっていただいている、結構出来上がっているまち、ちょっとそれは私の個人的な主観ではあるんですけれども、かなりこのウォーカブルということに関しては、かなり成功事例をたくさん積み上げてきたまちだと思うんですね。この補助金を、交付金をもらってまでわざわざ再生をしていく、この目的というのは何かという、にぎわいをつくり出すとか、そういうもう通り一遍の言葉では、もう既にそれを今までさんざんやってきたこの地域が、あえてまたこの地域を一個取り出して、ここでつくっていくのは、逆にウォーカブルでまだまだ課題がある地域というのは、この千代田の中にたくさんあるわけで、その中で、かなりもうこれは上の、上のほうというところであれですけど、ウォーカブルとしてもかなりいろんなことをやってきたこのエリアが、さらにここでやることというのは、目的は何なのかということももうちょっとご説明いただけますでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今、あえて大丸有地域でこの計画を定める目的ということについて、ご質問を頂きました。現状、計画の中で策定を位置づける事業としては、まだ見込みではあるんですけれども、ウォーカブルのまちづくりに向けた方針策定検討であったり、あと、これもまだアイデアとして聞いている段階ですが、大手町の川端緑道でいろいろな社会実験等を行っていければという話を聞いております。既にこれまで委員ご指摘いただいたとおり、様々な取組についてこのエリアでは既存の事業が行われてきたところですが、こういった改めてウォーカブルに向けた方針策定ということで、こういったことができるのかということを見直していきたいという考えがあるのではというふうに思っています。

また、社会実験ということで、まだこれまで取り組めていないようなことを含めて、今後の可能性を見極めていくというのが現状、位置づける関連事業ということになっておりますので、恐らく今後は、こういった取組を通じて、まだできていないことを抽出した上で、では何をやっていこうかというのが次年度以降の大まかな取組になっていくのではないかなというふうに考えています。

○加島まちづくり担当部長 委員長。

○嶋崎委員長 まあ、いずれにしても。

○加島まちづくり担当部長 よろしいですか、委員長、まちづくり担当部長。

○嶋崎委員長 はい、部長。

○加島まちづくり担当部長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。大丸有地区は、どちらかというと、その地区の中でウォークブルだとか、にぎわいだとかをやっていると。それを表に出してくれというのを私たち、さんざん、ちょっとやってきた。その表というのは、今、川端緑道というお話がありましたけど、川端緑道というのはこの8-1の資料の大丸有の上のほうの緑道です。日本橋川のところ沿いです。

○嶋崎委員長 あれの近く。

○加島まちづくり担当部長 はい。で、そこのにぎわいをつくることによって、神田の地域の方々との交流だとか、大丸有側から人が流れるだとか、そういったことをやってくれと。やはりイベントだとか何かをやるのに、ちょっとお金がかかったりだとか、そういったところもございますので、そういったところを今回、国の補助金、区ではなくて、国の補助金を踏まえてやっていくと。それを整備計画に位置づけることができると、その道路占用許可だとか、それが自分たちで、その、あまり、その、何ですか、この大丸有の協議会だからできるよといったような位置づけがなされてきますので、そういったところでつなげていってもらいたいと。中のこの写真にあるような、これは丸の内の仲通りの写真ですけど、そこのところをそれ以上やってくれというよりも、今後、大丸有地区だけじゃなくて、その外に向かった形でやってほしいということで、それをお願いした形の中で大丸有のほうを受けて、今回、そういったことの計画をしているというものでございます。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 そうすると、川端緑道を中心とした川沿いのところにもう少し人を呼び込むということが目的ということで理解してよろしいんですかね。で、何でこの資料でわざわざ仲通りの写真をつけるのかも理解がし難いですけども。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと川端緑道にあんまりこういったイメージの写真がなかったんで、丸の内の仲通りの人が来ているというようなイメージの写真を使ったというところがございます。川端緑道のところではドッグパークだとか、そういったこともやっていますので、ああいったものを日常的にやったりだとか、そういったものにつなげていってほしいなといったような願いがございますので、そういったものを今回のこの計画の中で位置づけていただきたいなというふうに思っております。

○岩佐委員 今までいろいろやってきてくださっていて、その中でももう既に積み上がったルールというのか方針というのがあると思うんですね。そこからさらに一個上に行けるものと、それを川端緑道だけではなくて、この全体でウォークブルということのデザインを全体的に共有できるようなことにしていけるのかどうかというのが、ちょっとこの地域があんまり特定型だと見えてこないんですけども、そこに関しては、策定後、どのような状況でしょうね。

○加島まちづくり担当部長 今回の都市再生整備計画なので、その地区を位置づけて計画を策定するというのが今回のこのルールになっていますので、その計画を策定できる、こう言っただけなんですけど、その能力があるかどうかということもありますので、まずはこの大丸有の協議会が都市再生整備法人にもなっておりますので、そこが手を挙げたという形になってまいります。今後、いろいろなところで発展していくということになれば、この8区が策定済となっているんですけど、これ、区、港、中央だと区全体ではなくて、中央区のどことだとか、港区のどことだ、地区を選定してやっているところです。千

代田区も、まずは大丸有がなってくると、次どこという話に発展していきますので、そういったものをつなげていくと、よりまちがつながっていくかなというふうには思っております。

○嶋崎委員長 まあ、理解としては、その大丸有の川端緑道から、今度は人道橋もかかってくるわけだから、そうすると今度、神田とのコミュニケーションとか交流とか、そうすると今度は神田にもそういうものが生まれるかもしれないよねという起爆剤なのかなという、聞いている感じではするけれども、まあ、引き続きご説明はまた下さい。いいですか。（発言する者あり）はい。

この件はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、（7）都市再生整備計画の策定について、質疑を終了します。

以上で報告事項は終了いたしまして、日程、その他に入ります。

委員の皆さんから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。執行機関から何点かあるようなので、どうぞ。

○神原道路公園課長 工事の進捗について、ご報告させていただきます。後楽橋補修補強工事について、口頭でご報告申し上げます。

震災復興であり、景観重要物件である後楽橋については、仮設当初の竣工図面などの資料に基づき、補修補強の計画及び設計を実施してきました。工事を進めるに当たり、現地と竣工図が異なる箇所の構造変更や、設計には計上されていない部材についての塗装面積の増加、交通誘導員の配置の計画の変更などが生じている状況でございます。必要な費用などについて詳細が確定しましたら、改めて当委員会にご報告の上、契約変更など必要な手続を取らせていただきたいと思いますと考えております。

ご報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次、どうぞ。はい、どうぞ。

○神原道路公園課長 東郷元帥記念公園の改修工事について、口頭でご報告申し上げます。

昨年度より公園上・中段部の土壌汚染対策工事に着手する予定となっておりますが、上段部の伐採に対し、樹木の保存の要望による地元調整や、こどもの池付近の土留めの損傷、沈下が判明したことによる調査、構造検討などに時間を要し、着手できていない状況が続いておりました。このたび、地域の調整や土留め構造の検討が完了し、本年4月より土壌対策工事に向けた手続を進めているところでございます。このため、昨年度の未着工及び土留め工事の追加等により、約24か月の遅れが生じる見込みとなっている状況にあり、現在、竣工予定の令和6年3月から令和8年3月となる予定です。公園の開放を待ち望む声を多く頂いている中で、大変恐縮ではございますが、本委員会終了後から現地や区のホームページなどにおいて周知を図ってまいりたいと存じます。土留めに必要な費用などについて詳細が確定いたしましたら、改めて当委員会に詳細をご報告の上、契約変更な

ど必要な手続を取らせていただきたいと考えております。

大変恐縮ではございますが、ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、全て終了いたしました。

お疲れさまでございました。本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時05分閉会